

# 農政改革の着実な実行と新たな戦略的取組 (附属資料)

---

平成 27 年 5 月 12 日

**農 林 水 産 省**

# 目次

---

## I. 農政改革の着実な実行と新たな取組

- (1) 需要フロンティアの拡大
- (2) 需要と供給を繋ぐバリューチェーンの構築
- (3) 生産現場の強化
- (4) 多面的機能の維持・発揮
- (5) 林業の成長産業化
- (6) 水産日本の復活

## II. 戦略的インバウンドの推進

- ① オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした取組
- ② 「食と農」の地域資源を活用した取組

- 平成26年の輸出額は、過去最高の**6,117億円**。(KPI達成のため2020年の1兆円まで直線的に輸出額が拡大すると仮定した場合の**5,873億円**を上回っている。)
- 農林水産物・食品と合わせて、国内の食関連製品(炊飯器、食器等)、日本の文化(和室、和紙等)をパッケージで輸出することにより、国内地場産業の活性化を図り、地方創生に資する。

## 日本食・食文化魅力発信



[2015] **STEP**  
ミラノ万博開催  
テーマ「地球に食料を、  
生命にエネルギーを」

[2020]  
オリンピック・  
パラリンピック  
東京大会

**JUMP**

**HOP**

[2013]  
「和食」登録決定



2014年  
6,117億円

2012年  
4,500億円

2016年目標  
7,000億円

2020年  
目標  
1兆円

農林水産物・食品の輸出額

輸出額1兆円を  
大きく超えていく

## FBI戦略

和食・食文化の普及/  
世界の料理界で日本  
食材の活用推進  
(Made **FROM** Japan)

日本の「食文化・  
食産業」の海外展  
開  
(Made **BY** Japan)

日本の農林水産  
物・食品の輸出  
(Made **IN** Japan)

FBI戦略を下支え

戦略的に輸出拡大を実施

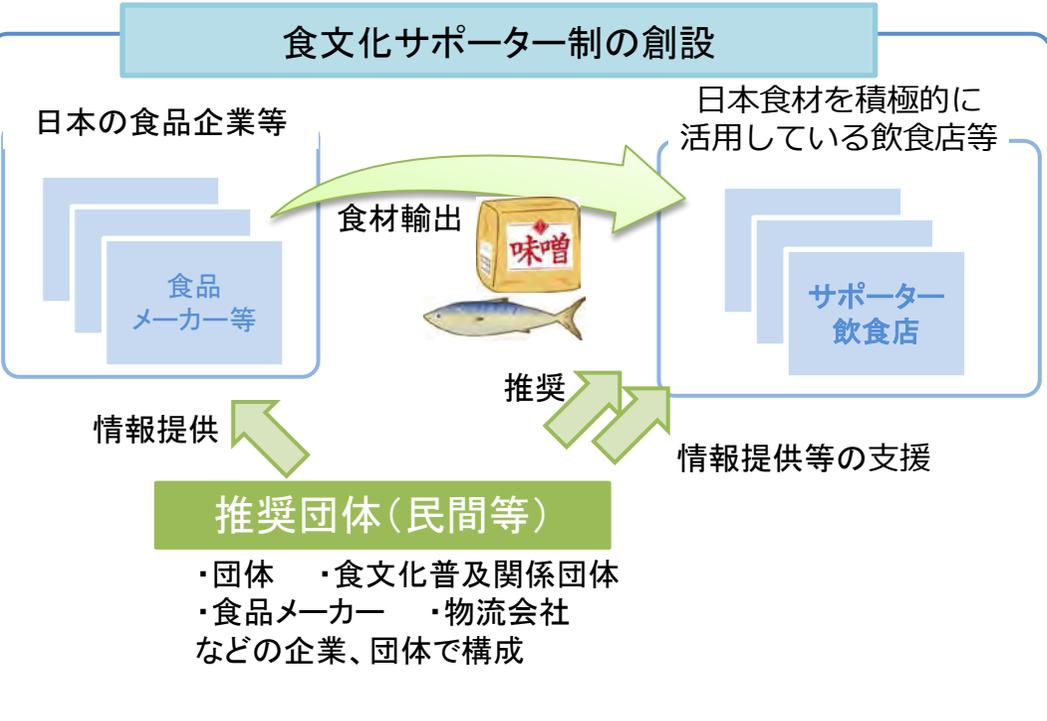
- 国別・品目別輸出戦略 (平成25年8月策定)
- 輸出戦略実行委員会 (平成26年6月設置)
- 27年度輸出拡大方針 (平成27年1月策定)  
→PDCAサイクルにより、毎年点検・改訂。

- ジャパン・ブランドの確立**  
品目別輸出団体 (コメ・コメ加工品、牛肉、日本茶、林産物、花き、水産物の6団体)の産地間連携、品目間連携の取組をジェットロと一体となって支援。

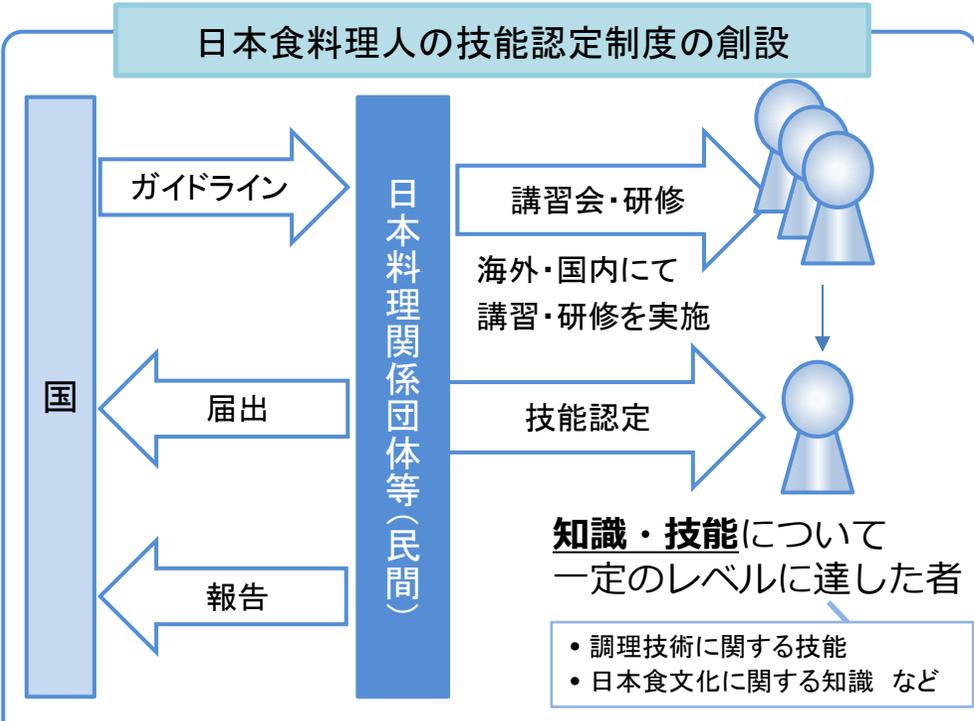
- 輸出環境課題の解決  
引き続き、原発事故後の輸入規制の撤廃・緩和の働きかけを、輸入停止措置をとる国・地域(中国、台湾等)を中心に強化。

- 他省庁との連携  
クールジャパン戦略、ビジットジャパン戦略との連携、ジャパンハウスの活用等により、日本食・食文化を総合的に発信。

- 平成32年までに、平成21年の340兆円から680兆円に倍増すると見込まれている世界の食市場の獲得のためには、日本食・食文化の魅力を正しく普及していくことが重要
- 今後、日本食材を積極的に活用している海外レストランをネットワーク化する日本食文化サポーター制度や日本食材の魅力を理解した海外の日本食料理人の育成を進めるための民間技能制度等を創設する。



- | サポーターの要件             | サポーターのメリット   |
|----------------------|--|
| 日本食材を積極的に活用していること など | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の日本食レストランと差別化</li> <li>・マッチングによる日本食材調達の円滑化</li> </ul> |



- ### 期待する効果
- ・料理人の技能向上による日本食のブランドイメージの向上
  - ・料理人が日本食材を利用することによる輸出拡大

- 医療・介護関係者や食品関連事業者への更なる普及に加え、
    - ・ 医福食農連携をより一層進めるため、地域の関係者の連携によりスマイルケア食の活用を図るモデル地区を育成
    - ・ 地域の農産物等を活用したスマイルケア食や新技術を活用したスマイルケア食の開発・普及
    - ・ スマイルケア食の規格・基準の検討
    - ・ 輸出促進に向けた環境の整備
- 等について、関係省庁と連携して取り組む。



### 【背景】

- 超高齢社会の到来により、介護食品の潜在的なニーズが急拡大。
- 現状では、市販の介護食品の市場規模は約1,000億円程度だが、潜在的市場規模は約2兆8千億円（\*）と試算される。

\* 介護保険制度上の要介護（支援）認定者約561万人×介護保険上の1日当たりの基準（1,380円）×365日により試算

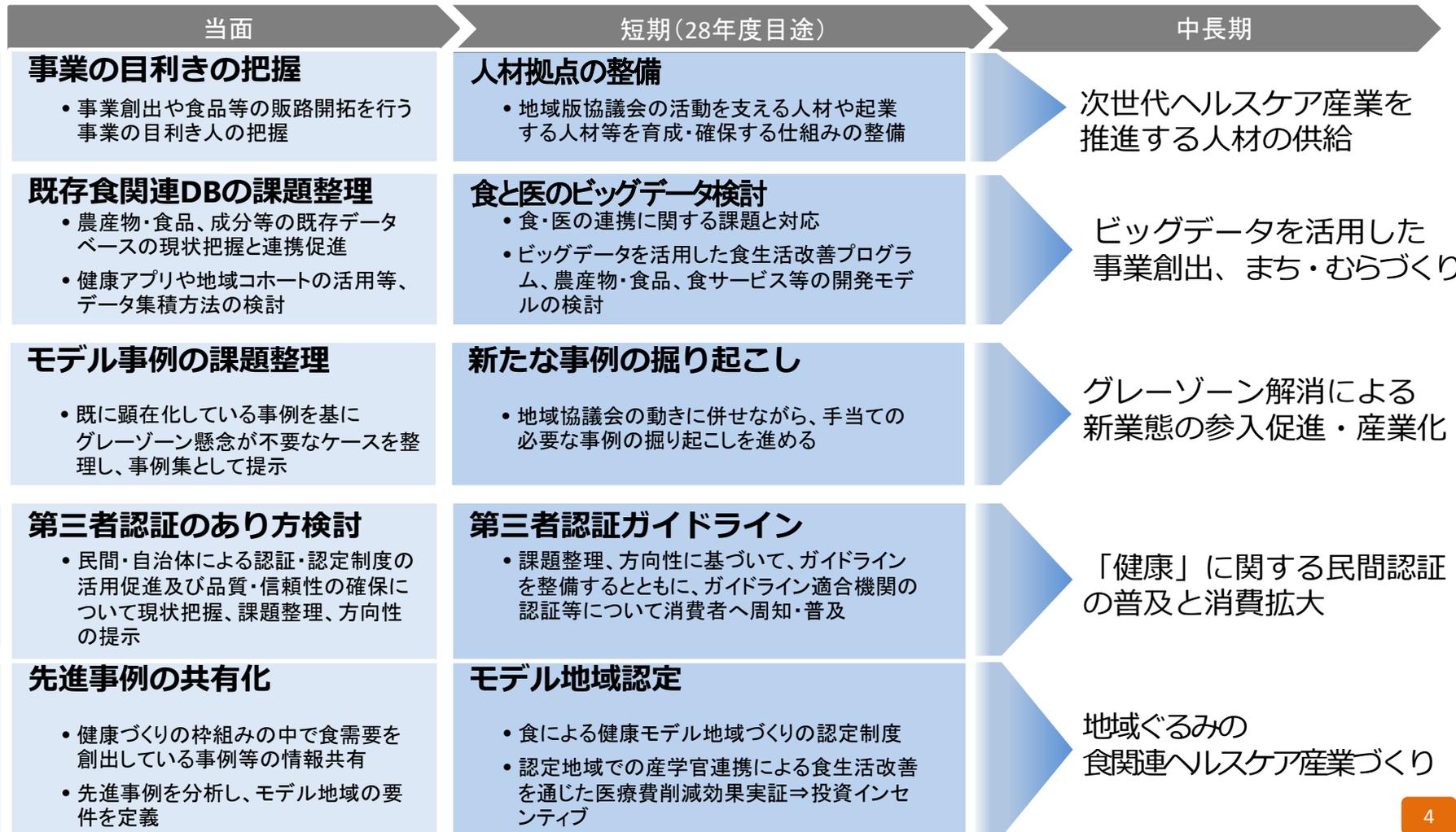
### 【これまでの取組】

- 「介護食品のあり方に関する検討会議」（H25.10～H27.3）
- 医療・介護関係者、食品関連事業者、学識経験者等から構成される検討会議において、介護食品の考え方の整理や普及手法の開発等を実施。
- 〈これまでの成果〉
- 平成26年4月 ・「新しい介護食品」の考え方を公表
  - 平成26年11月 ・「新しい介護食品」の愛称をスマイルケア食に決定
  - ・「新しい介護食品」の選び方（早見表）を決定
  - 平成27年3月 ・提供方法に関する基本的考え方（事業者向けガイドライン）を公表
  - ・社会システム構築に係る課題（中間整理）の公表

### 【課題】

- 低栄養等への対応策としての「スマイルケア食」の認知度向上（特に、介護に係る専門職等における認知度向上）
- これらの情報を伝達し、普及する拠点、規格・基準の策定も含めた手法等の構築
- 介護食品の開発、販売ルート拡大

- 健康の維持・増進に寄与する農産物・食品の供給する「産業づくり」から健康の維持・増進に寄与する食文化を習慣化する「まち・むらづくり」までを一体的に実現することが重要。
- また、さまざまな食・農関連の事業者や自治体が関与するため、各関係者に期待される機能を発揮できるように施策を講じ、環境を整備していく。



# 輸出の更なる促進（検疫協議等）

需要フロンティアの拡大

- 輸出戦略の重点国・品目等を中心に、検疫協議を戦略的に実施し、輸出可能な輸出先国・品目を拡大。
- 輸出可能な国・品目については、産地等における輸出検疫の実施等により、輸出検疫の利便性を向上。
- 輸出に当たっては、検疫に加え、輸出先国の食品安全基準（残留農薬基準）を満たすことが必要。そこで、輸出先国（米国・EU等）に対応した防除体系を確立し、輸出先国の食品安全基準（残留農薬基準）をクリア。

## 検疫協議の実績（平成26年以降）

（平成27年3月末現在）

<農産物>

- ・**米国**への**うしゅうみかん**輸出の検疫条件が緩和
- ・**豪州**への**ぶどう**輸出が解禁

※輸出には検疫以外に、輸出先国の**食品安全基準（残留農薬基準）**をクリアする必要

<畜産物>

- ・**フィリピン**への**牛肉**輸出が解禁
- ・**ベトナム**への**牛肉**輸出が解禁
- ・**シンガポール**への**牛肉**輸出の検疫条件の緩和

- ・**EU**への**牛肉**輸出の開始
- ・**インドネシア**への**牛肉**輸出が解禁
- ・**ロシア**への**牛肉**輸出が解禁
- ・**香港**への**牛肉**輸出の検疫条件の緩和
- ・**バーレーン**への**牛肉**輸出が解禁

## <今後：輸出促進のために検疫協議、集荷地検査、輸出先国に対応した防除体系確立を実施>

### 検疫協議（輸出戦略実行委員会において整理された国・品目等）

<農産物>

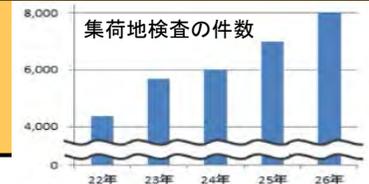
- ・**タイ**への**かんきつ類**輸出の検疫条件の緩和
- ・**ベトナム**への**りんご**輸出の解禁
- ・**米国**への**かき**輸出の解禁
- ・**台湾**への**トマト**輸出の解禁 など

<畜産物>

- ・**タイ**への**牛肉**輸出の月齢制限の撤廃
- ・**台湾**への**牛肉**輸出の解禁
- ・**中国**への**牛肉**輸出の解禁
- ・**豪州**への**牛肉**輸出の解禁
- ・**中国**への**錦鯉**輸出の解禁 など

### 輸出検疫の利便性向上

- **集荷地検査**等（長野県川上村のレタス、青森県のリンゴ等）により輸出者の利便性を向上（急増する産地からの検査要望への適切な対応（平成26年は約8,000件））。



### 輸出先国に対応した防除体系の確立

- 検疫をクリアしても、輸出先国の**食品安全基準（残留農薬基準）**をクリアできず、**結局輸出できない品目**が多く存在。
- **輸出先国の食品安全基準（残留農薬基準）**に対応した防除体系（IPM）を確立（欧米向け茶など）。

→ **輸出先国の食品安全基準（残留農薬基準）をクリア**

輸出の拡大

# 防除体系の見直しによる我が国農産物の輸出促進

(参考)

病害虫の発生、防除時期

現状

## 茶の防除体系 (従来より農薬40%減)

3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月

収穫

収穫



~~輸出~~

## EU

農業の状況は各国で異なり、EUでは茶の栽培が無く、農薬残留基準値が極めて厳しいため、輸出に際しての大きな障壁となっている。

EUをはじめ、世界の市場で緑茶の需要は高いが、**輸出できない**



↑年間防除のうちEUの農薬残留基準値を超過する可能性があるもの

代替技術の導入による防除体系の見直しと農薬使用の削減、代替

農薬	EU	日本	単位
A	0.05	10	ppm
B	0.02	50	
C	0.1	50	

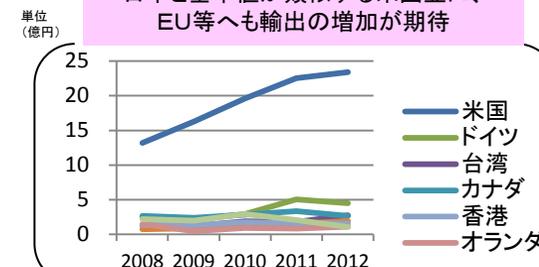
交信攪乱剤、植生管理、粘着トラップ、防蛾灯などを代替技術として導入

輸出対応型の防除体系

## EU

**輸出拡大!**

日本と基準値が類似する米国並に、EU等へも輸出の増加が期待



輸出

チャノホソカ<sup>o</sup>の防除

チャノココクモンハマキ、チャハマキの防除

カンザワハダニの防除

チャノキイロアザミウマの防除



有色防蛾灯



交信攪乱剤



天敵の利活用



色彩粘着トラップ<sup>o</sup>

- 1 輸出戦略品目には同様の病害虫が発生しており、**新たな防除体系の活用が期待**
- 2 農薬の低減により、国内市場へもアピール可能

茶の輸出目標(2020年) 現在50億円→150億円達成

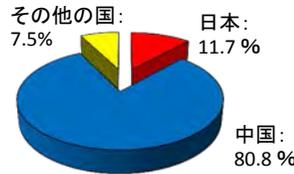
# 薬用作物の産地化

- 薬用作物は、その8割以上を中国からの輸入に依存。
- 一方、耕作放棄地の活用や中山間地域の活性化につながる作物として高い関心。
- 薬用作物の生産拡大のため、産地と漢方薬メーカーとのマッチングを促進するとともに、栽培技術の確立支援等を推進。

## 生薬の使用状況

- **生薬（漢方製剤等の原料）の年間使用量**は約2万トンで国産割合は約12%。
- 医療現場におけるニーズの高まりに伴い、漢方製剤等の**生産金額は5年間で15%増加**し、1,600億円（H25年）。
- 生薬の需要量は、**今後とも増加**が見込まれる。

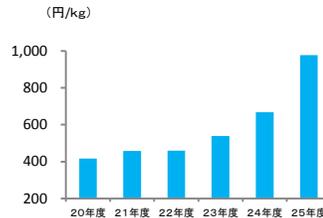
漢方製剤等の原料使用量及び生産国（平成22年度）



## 生薬の輸入状況

- 我が国における漢方製剤等の使用量の増加に伴い、**生薬の輸入量も増加傾向**。
- **国産薬用作物のメーカー買取価格は、中国産に比べ2～3倍の価格**。しかし、中国における、
  - ① 経済発展による国内需要量の増加
  - ② 乱獲による自生の薬用作物の減少
 等により、**生薬の輸入価格は上昇傾向**。

中国からの甘草輸入価格の推移



## 薬用作物の国内生産の状況

- 薬用作物は、他の農作物のように一般的な取引市場が存在しないが、**漢方薬メーカー等との契約栽培により経営は安定**。
- しかし、生産に当たっては
  - ① **栽培技術の習得**や**種苗の確保**等が困難なこと
  - ② **使用できる農薬、農業機械が少ない**こと
  - ③ **品質規格について「日本薬局方」をクリア**すること等が課題。

## 厚生労働省等との連携

- 厚生労働省及び関係団体との共催により、薬用作物に係る情報交換や**生産者と実需者のマッチングのためのブロック会議**を開催（全国8カ所で開催）。

《平成25年度》

**37道県137産地から栽培希望**



漢方薬メーカーと交渉を行った結果  
**14道県18産地で交渉成立**



《平成26年度》

**38都道府県134産地から栽培希望**



現在、漢方薬メーカーと産地が交渉中。



## 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業による支援

- 薬用作物の産地形成のための予算を措置し、
  - **栽培技術確立のための実証ほの設置**
  - **農業機械の改良**
  - **栽培マニュアルの作成**
 等を支援。
- これまで、**延べ59産地**において産地化のための取組を支援。



# 薬用作物の産地化（農薬確保・防除体系の確立）

## 現状

○ 薬用作物など地域特産作物は、使用できる農薬が限られ、毎年、地域特産作物に使用できる農薬の適用拡大に関する要望が多数寄せられている。

薬用作物など地域特産作物



甘草



当帰



モロヘイヤ



オリーブ 等

## 対応方向

### 農薬の適用拡大やIPM技術を導入した防除体系の確立を推進

- 薬用作物等の地域特産作物向けに、
  - ①産地の実態を踏まえ、農薬適用拡大に必要な**作物残留データ等を収集**
  - ②**IPM技術を導入した農薬使用を低減した防除体系を確立**

農薬を使用しない防除技術の例



有色防蛾灯



天敵の利活用



色彩粘着トラップ

### このほか、農薬登録のグループ化も推進

- 薬用作物等を、形態が類似する同じグループに分類し、代表的な食料作物のデータを用いて、**グループ単位で登録。**

例：薬用作物を含む作物グループ（スパイス類（根茎の部分、実の部分）、ハーブ類（草））を作成

スパイス類（根茎の部分）



生姜

甘草

当帰



大葉



ヤクモソウ

ハーブ類（草）



実山椒



白こしょう



サンシュユ

スパイス類（実の部分）

薬用作物などの地域特産作物の産地化に向けた取組を強化。



新たな需要フロンティアの拡大や地方創生に貢献

# 国際空港近辺の卸売市場の輸出拠点化

- 日本の農林水産物・食品の輸出額を平成32年までに1兆円とする目標達成のためには、国産青果物の概ね9割が経由する卸売市場を活用することが効果的であり重要。
- 特に、国際空港近辺の卸売市場においては、輸出に係る手続きの効率化、輸送日数の短縮、混載による物流費抑制等の観点から、国産農産物等の輸出促進の拠点（国際農産物等市場）となり、海外バイヤーを呼び込むなど積極的に販路を広げていくことが期待される。

## 対応方向

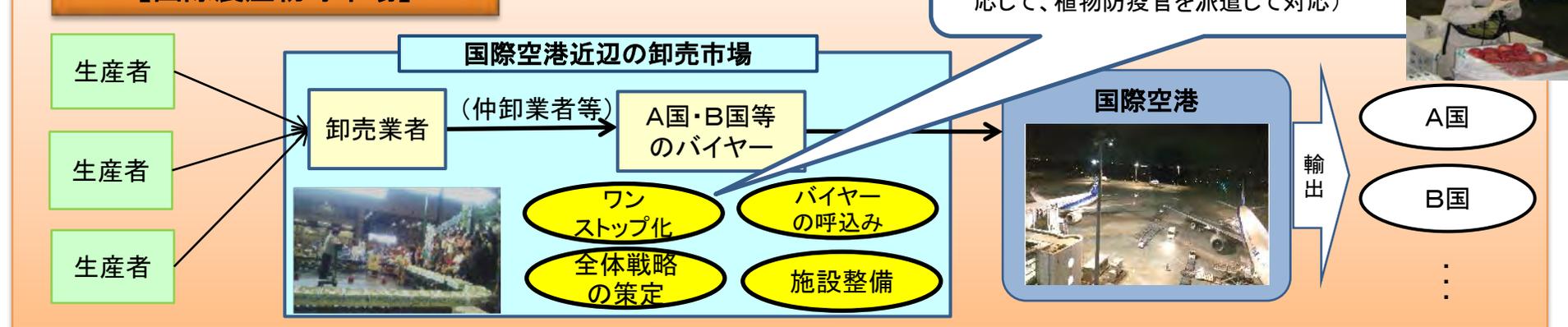
検疫や輸出証明など輸出に係る手続きの**ワンストップ化**による輸送日数の短縮

国産農産物の輸出に係るフィジビリティ調査や国内外の関係者の意向調査による**海外バイヤーの呼び込み**

輸出戦略実行委員会の中に卸売市場部会を設置し、国際農産物等市場構想展開のための**全体戦略を検討**

輸出拠点化に向けたHACCP対応等高度な品質管理機能等に対応した**施設の整備**

## 【国際農産物等市場】



日本の農林水産物・食品の輸出額を拡大（平成32年に1兆円）

# 輸出の更なる促進（疾病発生時の輸出全面ストップ回避）

## 現状

○ 家畜疾病が発生した場合、畜産物輸出は即時全面ストップ。  
 （宮崎県での口蹄疫の発生（平成22年）により、米国向けの牛肉輸出は3年間ストップ）

○ 周辺地域では、家畜疾病が多発する中で、訪日外国人旅行者の過半を占める中国・韓国・台湾からの観光客は急増し、国内への侵入リスクは高まっている。

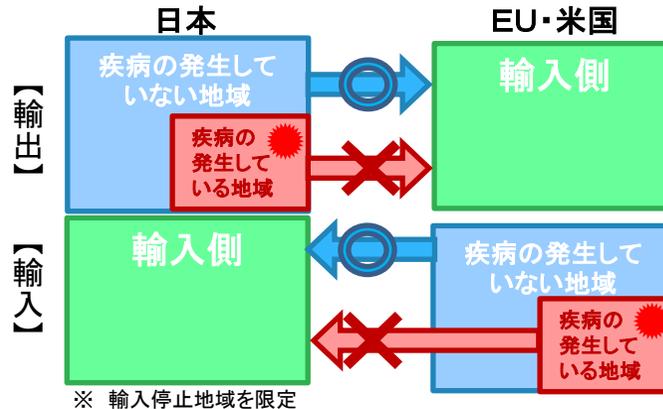
韓国：昨年1月以降、鳥インフル 300件以上、口蹄疫 100件以上発生  
 台湾：本年1月以降、鳥インフル 900件以上発生（春以降、ツバメが日本に飛来）  
 中国：家畜疾病の報告はないが、今年に入り、10人以上のヒトが鳥インフルエンザで死亡と報道

○ 今冬、国内では鳥インフルが5件、口蹄疫0件に封じ込め。（4月30日現在）

なお、米国では本年に入り、鳥インフルが98件発生中（4月30日現在）

## 対応方向

EU・米国に対し、家畜疾病が発生した場合に輸入停止地域を発生地域に限定する動物検疫システムの相互認証に向けた専門家協議を開始（日EU・EPA交渉と切り離して協議）。



システム相互認証

アジア周辺地域（韓国、台湾、中国等）と家畜疾病に関する連携及び水際検疫を強化。



アジア国際連携

## 効果

万が一、国内で家畜疾病が発生した場合でも、我が国からの畜産物輸出の全面ストップを回避。

- 周辺諸国の疾病低減
  - 水際での未然防止
- 等により、国内の生産現場（畜産農家）への侵入リスクが低減。

農畜産物の安定的輸出の促進

- 今後の輸出促進や日本企業の海外展開における競争力向上のためには、国際的な食品の取引における食品安全に係る規格・標準への対応を戦略的に実施していくことが必須。
- 日本の現場での取組の透明性を高め、和食や生食・発酵食品を含めた日本の文化や食品衛生管理の方法を海外に伝え、内外の適切な評価を得るため、日本発の食品安全管理に関する認証スキームを構築する。その際、海外の食品関係の専門家等との連携など、海外との連携を進め、国際標準戦略の基盤とする。

### 世界の食品取引の状況

- 食品事業のグローバル化(国際化)の進展  
→ 食品安全が世界共通の課題に

#### 各国の食品安全規制

- ✓ HACCPの考え方による衛生管理の義務化の流れ  
2006年～ EU  
2016年～ 米国(食品安全強化法の施行)

#### 民間取引

- ✓ 食品安全管理基準の標準化の流れ  
GFSI(世界食品安全イニシアティブ。グローバル企業による民間組織)で事実上の標準化。GFSIが承認している規格・認証スキームは欧米発の9つのスキーム。中国がChinaHACCPを承認申請中。
- ✓ 取引相手の選定において、経験ではなく基準への適合・認証を求める流れ

### 日本の食品事業者の現状

- 日本の食品安全対策は世界的に見て高い水準だが → 取引相手に科学的・合理的な説明ができず評価が得られにくい。
- 取引において、国際的に通用する認証を求められた場合、海外の規格(オランダ発のFSSC22000等)を使わざるを得ない。
- 多数の中小の食品事業者で成り立つ我が国の食料産業において、フードチェーン全体での食品安全管理の取組を高めていく必要。

HACCPを求める  
欧米

規格が世界に影響力

GFSI承認済スキーム(本部地)

FSSC22000(葡)	SQF(米)
IFS(独)	GRMS(デンマーク)
BRC(英)	CANADA GAP
Global GAP(独)	Alliance(米)
Prims GFS(米)	

承認作業中  
China HACCP

輸出  
海外展開

日本

日本発の認証  
スキーム運営  
主体設立(予定)

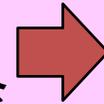
連携!!

食品市場の成長  
が見込まれる  
東南アジア

効果・意義

世界への貢献と競争力  
向上の両立

食品安全の取組の世界での向上と輸出・海外展開の環境整備



# グローバルマーケットの戦略的な開拓 (グローバル・フードバリューチェーン戦略の推進)

○ グローバルマーケットの戦略的な開拓に向けて、二国間政策対話や経済連携等を活用し、開発途上国や新興国市場のみならず、先進国も含むより幅広い地域を対象に、ビジネス投資環境の整備を推進するとともに、官民連携によるフードバリューチェーンの構築を通じて日本の食産業の海外展開を推進

## 「日本再興戦略」改訂2014 (抄)

テーマ4: 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 iii) 輸出の促進等 ① 輸出環境の整備  
グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、産学官が連携し、有望市場であるアジアなどの新興国を中心に、経済協力を戦略的に活用しつつ、我が国食産業の海外展開等によるコールドチェーン、流通販売網などの輸出環境の整備とマーケットイン型の輸出体制の構築を推進。

### 取組み①: 新興国との政策対話

● 官民合同の政策対話を各国との間で実施



日越農業協力対話  
第1回ハイレベル会合  
(H26.6/農林水産大臣、企業等11社参加)



日緬農林水産業・食品協力対話  
第1回ハイレベル会合  
(H26.9/農林水産大臣、企業等14社参加)



第1回日伯農業・食料対話  
(H26.12/農林水産審議官、企業等27社参加)

● 政策対話の対象国を拡大、新たに官民ミッション派遣等を実施し、我が国食産業の海外展開を加速

### 取組み②: 産学官の連携強化

● 多様な食関連企業の参画による官民協議会を実施

グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会  
◆ 平成27年4月14日現在、190社・機関等が参画  
◆ 平成26年度に、協議会3回に加え、アセアン部会 2回、分野別研究会3回を開催。



● アフリカ部会等地域別、分野別の取組を強化。  
● 各国の生産・流通・投資環境の調査や、民間の事業化調査等を通じ、我が国食産業の海外展開を加速

## 今後の取組方向

- ◆ アジアなどの新興国のみならず、先進国も含むより幅広い地域を対象に、戦略的にグローバルマーケットを開拓することとし、二国間政策対話や経済連携等を活用しつつビジネス投資環境の整備を推進、官民連携によるフードバリューチェーン構築を推進。
- ◆ 民間投資と連携した国際協力を行うことで、世界の食料安全保障と途上国の経済成長等にも貢献。

- アフリカをはじめとする世界における栄養不良人口の削減に向けて、食品事業者等による世界の栄養改善に向けた取組を官民連携により推進するとともに、将来的な市場開拓にも結びつけるという国際貢献モデルを構築。

### 背景

- ✓ 約8.7億人の人々が慢性的な低栄養状態。最低エネルギー必要量を満たすだけの十分な食料を確保することができていない。
- ✓ 20億人がビタミンとミネラルの欠乏状態。

健康・医療戦略(平成26年7月22日閣議決定)(抄)

(前略)日本の優れた栄養強化食品などの研究開発力をいかし、新興国・途上国を含む各国の栄養改善のため、官民連携を通じた包括的(インクルーシブ)ビジネスを含む事業の国際展開を進める(後略)

### 取組

- ✓ 関係省庁との連携により、日本企業による栄養改善事業の国際展開について、企業の具体的取組をもとに、個別案件の形成方法や国の支援策について検討※し、国際貢献モデルを構築していく。
- ✓ アジア、アフリカ等で、研究機関のネットワーク化、国際機関との連携による人材育成等を進めていく。

※栄養改善事業の国際展開検討会チーム検討会(議長:内閣官房健康・医療戦略室次長、議長代行:農林水産省食料産業局次長)をH27年3月12日に設置

例:味の素(株)による離乳食の栄養バランスを改善・強化するサプリメントの製造・販売事例(ガーナ)



### 期待する成果

- ✓ 日本の食品産業や農業及び物流等のフードバリューチェーンの国際展開に加え、日本の医療の国際展開にもつながる。
- ✓ 日本の成長戦略だけでなく、世界の栄養不良対策に資する我が国のイニシアチブとして世界に発信していく。



2013年6月TICAD V

出展:栄養改善事業の国際展開検討会チーム検討会(第1回)資料より

# 機能性表示食品について

○機能性表示食品制度が効果的に活用され、国民の長寿健康に貢献するとともに、新たな観点から農林水産物の需要拡大につながるよう、技術的支援を実施

## 1 制度の概要

- ▶ 「規制改革実施計画」「日本再興戦略」（ともに平成25年6月14日閣議決定）に基づき、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな制度（機能性表示食品制度）を創設（平成27年4月1日から施行）。
- ▶ 機能性表示を行う事業者は、販売の60日前までに、製品情報、安全性・機能性の科学的根拠、表示内容等を消費者庁に届け出る必要。

## 2 消費者庁への届出状況

- ▶ 平成27年4月16日12時現在、届出書類提出件数は104件（内訳：サプリメント形状の加工食品 62件、その他加工食品 42件、生鮮食品 0件）
- ▶ 4月17日に8件の届出情報を公表（最短で6月12日から販売可能）

## 3 農林水産物における取組例

- べにふうき緑茶（関与成分：ハウスダストやほこりによる目や鼻への影響を和らげる「メチル化カテキン」）
  - ▶ J Aかごしま茶業（鹿児島県鹿児島市）が、機能性表示食品としての届出書類を消費者庁に提出
- うんしゅうみかん（関与成分：骨の健康を保つ「β-クリプトキサンチン」）
  - ▶ J Aみっかび（静岡県浜松市）において、機能性表示食品としての届出を準備中

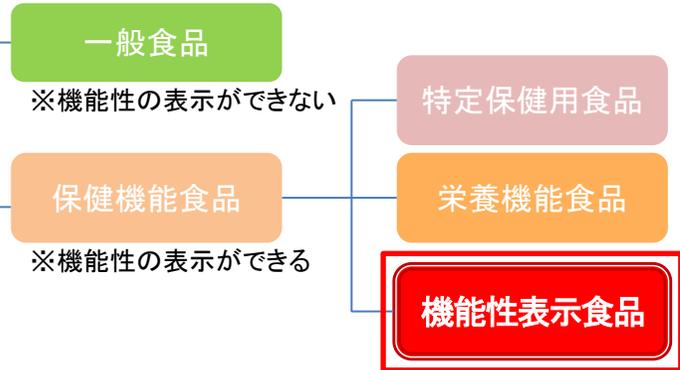


食品

## 4 制度の生産現場における積極的活用に向けた取組

- ・農林水産物の機能性成分に係るエビデンスの蓄積
- ・機能性成分に富む農林水産物の開発
- ・生産現場での生産・管理技術の開発・実証
- ・規格の設定方法等に関する科学的対応に関する情報提供

等



# マーケット・イン発想での「強み」ある農畜産物づくり、機能性表示の活用

- マーケットイン発想で品種や技術を生かした「強み」のある農林水産物づくりを引き続き推進。新たな需要開拓を進めるため、海外市場のニーズに応えた品種等の開発、GI等の活用等を積極的に支援
- 機能性表示制度の活用をサポートし、健康志向ニーズを取り組むことで農林水産物の消費拡大を促進

## ■ 新品種・新技術による「強み」のある農林水産物づくり

我が国の強みである「優れた品種」、「高度な生産技術」を用いて、マーケットインの発想で実需者のニーズに対応して、品質やブランド力など「強み」のある農畜産物づくりを展開  
 (新品種・新技術の開発・保護・普及の方針)

### 取組状況

<現状(26年度末)の取組>

**39** (産地化) + 48 (産地化に向けた取組)  
 + 41 (マーケットイン型品種開発)

<目標>  
 3年間で100  
 以上創出



**ブラッドオレンジ**  
 機能性成分であるアントシアニンを多く含み、果肉が赤色のかんきつ品種



**京の輝き**  
 「京都の米で京都の酒を！」をスローガンに選抜された、低タンパクで多収の掛米品種

### 更なる展開のポイント

新たな「強み」の創出により需要開拓を進めるため  
 ・ **成長する海外市場のニーズ**に応えた品種・技術の開発、  
 ・ 高まる健康志向や外国産からの切り替えなど、**成熟した国内市場の多様なニーズ**に応えた品種・技術の開発  
 ・ **GI**や機能性表示等の**新たな表示制度**の戦略的な活用による強みのある農林水産物づくりを推進



有効成分が高い薬用作物の低コスト生産技術の開発



医薬品が糸からとれるカイコの開発

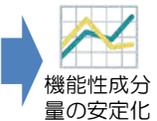
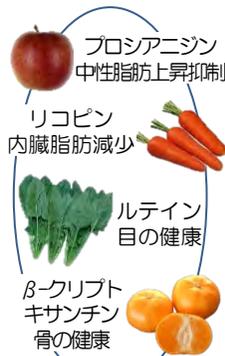
## ■ 機能性表示制度等を活用した健康ニーズへの対応

新たな機能性表示制度が効果的に活用され、国民の長寿健康に貢献するとともに、新たな観点から農林水産物の需要拡大につながるよう、技術的支援に取り組む

### ○機能性表示制度の生産現場における積極的活用に向けた取組



- ① 農林水産物の機能性成分の探索・同定  
 農林水産物の健康機能に係る検証
- ② 機能性成分に富む農林水産物の開発  
 生産現場での生産・管理技術の開発・実証  
 「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」に対応する科学的根拠の取得  
 (臨床試験、研究レビュー等)
- ③ 研究成果、科学的根拠等に関するデータベースの構築及び現場への情報提供
- ④ 規格の設定方法等に係る科学的対応に関する情報提供  
 生産現場の取組に対する支援



こうした取組を戦略的に進めるため、重要課題やロードマップ等を定めた**技術戦略を年内を目途に策定**

# ロボット技術やICTによる生産現場の革新

- 深刻な労働力不足に直面する農林水産業・食品産業において、生産性の飛躍的向上、女性・若者等の多様な人材が活躍できる環境づくりを進める上で、ロボット技術やICTの導入に大きな期待。
- 生産現場への導入を加速化するため、研究開発や生産現場での導入実証等を進めるとともに、ロボットに関する安全確保のルールづくり、標準化などの検討を進める。

## ロボット新戦略(平成27年2月10日、日本経済再生本部決定)に基づく計画的な推進

### 重点的に取り組むべき分野

- 1 衛星測位情報を活用した自動走行システムによる作業の自動化**  
農業機械の夜間走行・自動走行や運転アシスト等により、これまでにない省力化や規模拡大のほか、経験の少ない者でも農機の操作が可能に
- 2 人手に頼っている重作業の機械化・自動化**  
アシストスーツでの作業の軽労化のほか、除草ロボット、自動収穫ロボット、植林・育林ロボット、養殖網等の洗浄ロボット、弁当盛付ロボット、自動搾乳・給餌システムなど、きつい作業、危険な作業、単調な繰り返し作業から開放
- 3 ロボットと高度なセンシング技術の連動による省力・高品質生産**  
施設園芸の高度環境制御システムなど、センシング、過去のデータ、篤農家の知見等により、農林水産物のポテンシャルを引き出し、多収、高品質生産を実現



農機の走行・作業  
アシスト



アシストスーツ



育林作業用  
自動植付・下刈機



マクロ養殖網  
水中清掃ロボット



弁当盛付ロボット

### 実現に向けた取組

#### 新たな技術革新をもたらす研究開発

ロボット産業、IT企業等と連携して、**現場の直面する課題解決に役立つ優先度の高い課題に絞って、研究開発を推進**

#### 実証地区での効果実証等を通じた導入の加速化

生産現場での導入実証を通じて、**導入のメリット、コストを明らかにするほか、ロボットと組合わせた技術体系の確立、機能の絞り込み等による低コスト化、コントラ導入などビジネスモデルの確立などを推進**

#### 安全性確保、標準化などの課題解決

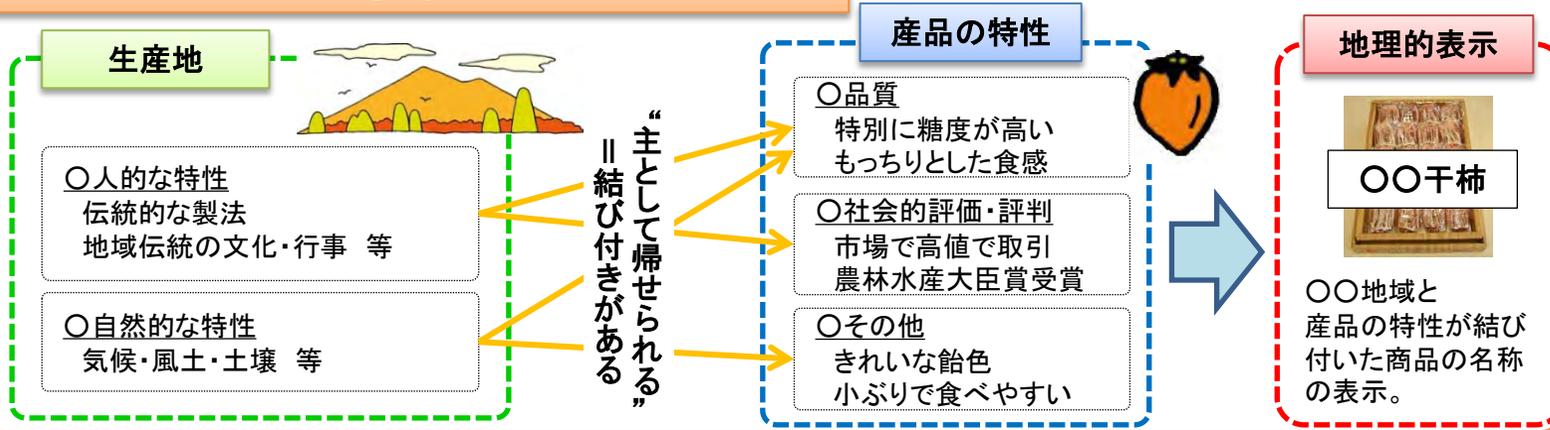
農機の自動走行の社会実装に向けて、年度内を目処に**複数台同時走行等の安全性確保ガイドライン案**を策定するほか、導入コストの低減につながる**標準化**等を推進

### 2020年に目指す姿

- ① 自動走行トラクターの現場実装を実現
- ② 農林水産業・食品産業分野で省力化などに貢献する新たなロボットを20種以上導入

- 地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということ特定できるもの。
- 本年6月に施行する地理的表示保護制度を活用し、国内外の市場においてGIマークによる差別化を図ることで我が国の地域特産品の輸出を促進。

## 地理的表示(GI:Geographical Indication)とは



## 輸出促進への寄与



- ▶ 地理的表示の登録を受けた産品にGIマーク貼付
- ▶ 主要な輸出先国においてGIマークを商標登録

## 地理的表示保護制度の大枠と効果

### 制度の大枠

- ① 「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録。
- ② 基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、GIマークを付す。
- ③ 不正な地理的表示の使用は行政が取締り。
- ④ 生産者は登録された団体への加入等により、「地理的表示」を使用可。

### 効果

- 産品の品質について国が「お墨付き」を与える。
- 品質を守るもののみが市場に流通。  
○ GIマークにより、他の産品との差別化が図られる。
- 訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。
- 地域共有の財産として、地域の生産者全体が使用可能。

- ▶ 輸出先国で我が国の真正な特産品であることを明示し、差別化
- ▶ 商標権を活用し、海外市場の模倣品を排除

- ▶ 真の日本の特産品の海外展開に寄与
- ▶ 農林水産物・食品の輸出促進

# 6次産業化の更なる推進：今後成長が期待できる7分野

## 関連KPIとその進捗

### ○ 6次産業の市場規模を2020年に10兆円とする

2010	2011	2012	2013
1.2兆円	1.8兆円	1.9兆円	4.7兆円

(新指標)

(注) 市場規模の概念については、6次産業化をめぐる情勢の変化等に伴い射程を見直し、2013年より、農村の地域資源を活用した取組のうち、特に、今後成長が期待できる加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等の7分野に拡大する。(2010年～2012年は加工・直売の取組。)

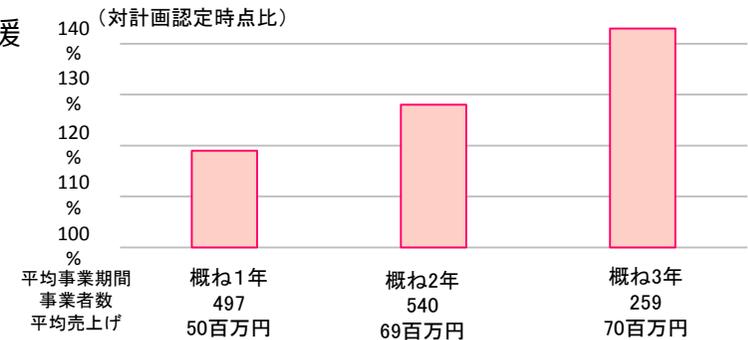
## 実行状況

6次産業化に取り組む農林漁業者等への補助、農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の支援に加え、輸出拡大、都市と農山漁村の交流の促進、医福食農連携、再生可能エネルギーの導入など農林水産省の関連施策を総動員するとともに、関係府省とも連携した取組を推進。

## 1 加工・直売

- 新商品開発や販路開拓、流通チャネルの選択等の支援  
→6次産業化を目指す農林漁業者を積極的に支援し、底辺を拡大
- 明確な事業戦略の下で本格的な事業展開を行う意欲と能力を持つ農林漁業者を支援  
→ハード整備、農林漁業成長産業化ファンド等  
サブファンドによる案件組成の加速化やA-FIVEの直接投資の実現  
→農林漁業成長産業化ファンドの活用による更なる事業規模の拡大
- 6次産業化等の取組の効果を更に高めるための地域ぐるみの取組  
→地域を挙げての新商品開発、地産地消、インバウンド向けの6次産業化商品等の販売等

### ○ 総合化事業計画認定事業者の売上高の伸び



## 2 輸出

- 輸出など食産業のグローバル展開の更なる推進 (→p.1,p.12)  
→輸出促進と日本食・食文化を一体的に進める。  
また、東南アジアとも連携し、食品安全管理の標準化に主体的に関わる。
- 輸出拡大につながる日本食・食文化の魅力発信体制の確立 (→p.2)  
→日本食文化サポーター制度、民間技能制度等の創設
- 国際空港近辺の卸売市場の輸出拠点化 (→p.9)  
→テスト販売の実施、商談会への参加、海外バイヤーとの連携構築等
- 地理的表示 (GI) 保護制度の活用 (→p.17)  
→国内外の市場に於いて、GIマークで差別化を図る。



### 3 都市と農山漁村の交流

- 訪日外国人旅行者2,000万人への「食のおもてなし」体制の整備 (→p.54)  
→「地域の食」、各地の地理的表示産品を国内外に発信。  
インバウンド需要を地域に取り込むための「地域の食」  
多言語対応、宗教・食制限への対応の加速化

### 4 医福食農連携

- 医福食農連携・ヘルスケア産業 (→p.4)
- 新しい介護食品 (愛称：スマイルケア食) の更なる普及推進 (→p.3)



### 5 地産地消

- 6次産業化等の取組の効果を更に高めるための地域ぐるみの取組  
→地域挙げての新品開発、学校給食における地産地消、インバウンド向けの6次産業化商品等の販売等

地場産農林水産物を利用した学校給食



### 6 ICT活用・流通

- ICT (情報通信技術) を活用した食品インターネット販売や食品の宅配等の取組を推進
- 人口減少等による買物困難地域における流通事業者と地域の関係者との連携

風力発電、小水力発電



### 7 バイオマス・再生可能エネルギー

- バイオマス産業都市の構築等  
→7府省共同で選定・連携支援するバイオマス産業都市の構築等
- 再生可能エネルギーの地産地消  
→小水力、バイオマス発電等の農山漁村における再生可能エネルギーの導入を促進、再生可能エネルギーの地産地消を推進
- 農山漁村地域の関係者を主体とする電力小売業の形成促進

### 8 その他

- 食品企業における地方中堅・中小企業総合対策 (→p.20)  
→今後成長が期待される7分野を中心に支援策を展開
- 東京オリンピック・パラリンピックに向けたサービス産業の活性化・生産性向上の推進 (→p.55)

- 海外での侵害対策強化  
→不正な商標出願、地理的表示産品等の模倣品の共同監視
- 種苗産業の共通課題の解消  
→種子の無病性の証明、品質検査等の総合的な種子検査システムの構築

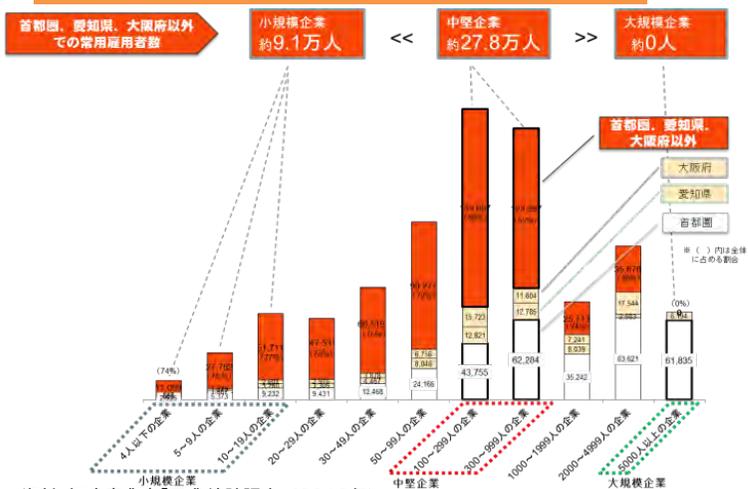
- 食品企業は、大都市での食を支える役割のほか、地方では、製造品出荷額の3割、雇用面では全製造業の従事者の半数を占めるなど、地域経済にとって重要な役割を担っている。特に、中堅・中小企業は地方では地域の雇用創出に大きな役割を担っている。（昨年12月の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも地域経済の引上げを図るための中堅・中小企業への支援体制の整備が位置付けられているところ。）
- 農林漁業者と積極的に連携する地方中堅・中小食品企業に対して、人材の確保・育成から、新分野の開拓、活躍の舞台の国際化まで一貫した支援策を講じ、地方の雇用の創出及び地域経済の活性化を図る。

### 地方における食品企業の役割

#### 地方の食品製造業の出荷額等の割合

	製造品出荷額		従業員数	
	金額(億円)	全製造業に占める割合(%)	人数(人)	全製造業に占める割合(%)
鹿児島	7,629 (12位)	43.3 (1位)	30,005 (13位)	42.4 (3位)
北海道	19,614 (1位)	31.9 (2位)	78,728 (1位)	47.3 (2位)
宮崎	4,105 (22位)	28.6 (3位)	16,275 (28位)	29.3 (5位)
全国		平均 10.1%		平均 15.8%

#### 各規模の食料品製造企業の地域別の雇用者数



### 中堅・中小企業向け支援パッケージ

#### 活躍舞台の国際化

#### 農林水産物・食品の輸出促進

- ① ジャパン・ブランドの売り込み
- ② ワンストップサービスの提供
- ③ 有機農産物の輸出促進
- ④ 木材製品(家具を含む)の輸出促進
- ⑤ HACCPの普及促進を通じた水産物の輸出促進
- ⑥ 動植物検疫に係る輸出検疫の利便性向上
- ⑦ ペットフード、飼料等の自由販売証明書の発行
- ⑧ HACCPをベースとした国際規格作り

#### 「食文化・食産業」の海外展開

- ① フードコートへの期間限定出店
- ② 現地法人立ち上げまでの一貫した支援
- ③ 途上国・新興国におけるフードバリューチェーンの構築

#### 新分野の開拓

- ① 6次産業化の推進(農林漁業者との連携)
- ② 「新しい介護食品(スマイルケア食)」の開発支援と市場開拓

#### 人材の確保・育成

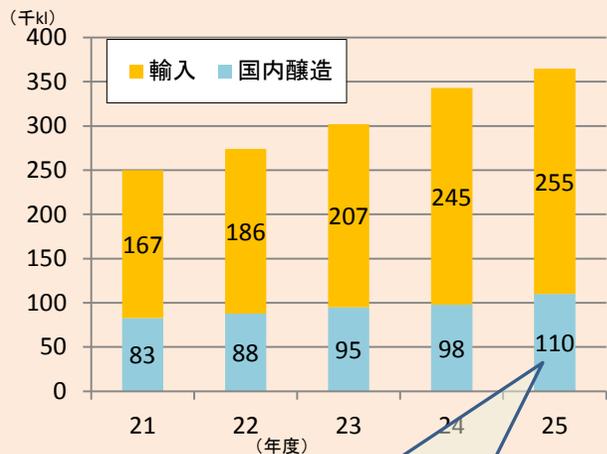
- ① HACCP導入促進のための人材育成
- ② 海外投資を行う中堅事業者への研修
- ③ ASEANの主要大学に設置する寄附講座の活用
- ④ 日本料理の海外普及に資する人材の育成
- ⑤ 海外で惣菜製造に従事する人材の育成(技能実習制度の拡充)

地方の雇用の創出、地域経済の活性化

# 国産ワインの振興に向けた原料用ぶどう生産の推進

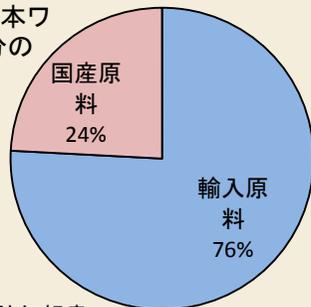
- ワインの出荷量は増加傾向であり、国内で醸造されるワインのうち国産ぶどうのみを使用したものは1/4程度。最近の国産ワインに対する評価が上がる中、原料となる国産ぶどうに対するニーズが高まる傾向。
- ワイン原料用ぶどうの新品種の育成、品質向上技術等の普及推進を行うとともに、果樹産地の優良品目、品種への転換を支援により、高品質な国産原料ぶどうの生産とこれを使ったワイン（いわゆる日本ワイン）を醸造するワイナリーの設立を推進。

## 我が国におけるワインの出荷状況



## 国内醸造における原料構成比

国産原料ぶどうを使ったワイン（いわゆる日本ワイン）は国内醸造分の1/4程度



出典：国税庁統計年報書

## 日本ワインの輸出拡大に向けた取組

- **ワイン用品種「甲州」、「マスカット・ベリーA」をOIVに登録**  
日本固有の品種「甲州」、「マスカット・ベリーA」が国際ぶどうワイン機構（OIV）に登録。

EU域内において、品種名の表示が可能となり、輸出促進に期待。

甲州：H22登録  
マスカット・ベリーA：H25登録



## 高品質な自家生産ワイン用ぶどうによる本格的ワイナリーの事例

(株)OcciGabi Winery

オチガビワイナリー  
【北海道余市町】



- 平成25年9月に農林漁業成長産業化ファンドが出資を決定し、地元産ぶどうによるワインの醸造設備の導入やレストラン経営等を支援。
- ドイツでワイン造りを学んだぶどう生産者が、国内有数のワイン用ぶどう産地の北海道余市町にワイナリーとレストランを平成25年11月にオープン。
- 余市・仁木地域におけるワイン産地の形成とブランド化を目指す。

## ワイン原料用ぶどうの生産の推進

### ワイン用ぶどうの新品種の育成

#### ○ビジュノワール



果実の着色に優れ、酒色も特に優れる。



ビジュノワール メルロ カベルネ・ソーヴィニヨン

#### ○モンドブリエ

従来品種より、病気に強い白ワイン用品種。



### ワイン用ぶどうの新技术の普及

#### ○品質向上技術の普及

白色シートの設置により、糖度の上昇、酸含量の低下、着色の向上への取組。

#### ○垣根栽培の普及

欧州品種を中心に収穫等の作業効率が高い垣根栽培の普及を推進。



### ワイン用ぶどう品種への転換への支援

生食用ぶどう

その他果樹



ワイン用ぶどう  
・甲州  
・マスカット・ベリーA  
・メルロー  
・シャルドネ

〈支援額〉

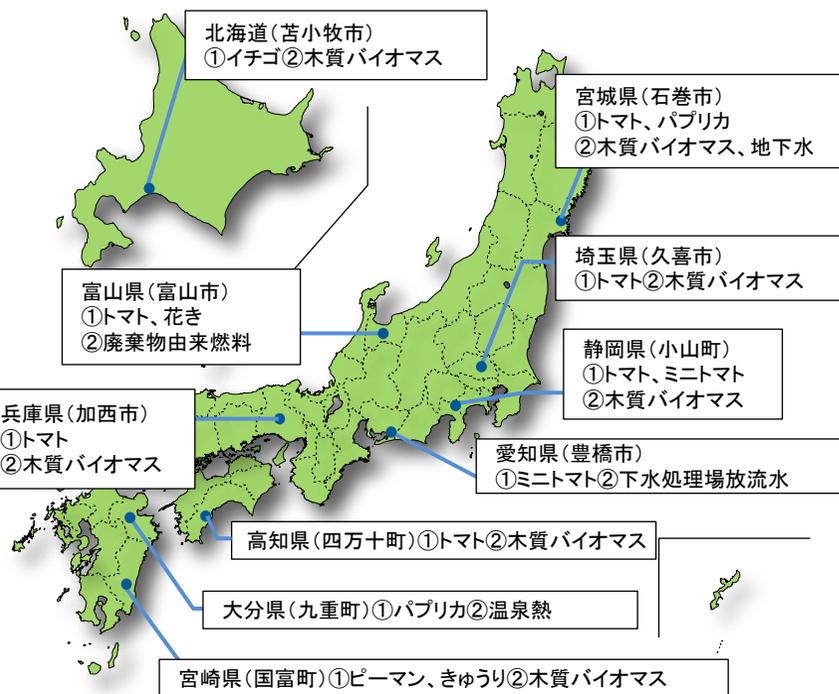
- ・改植経費 10a当たり16万円
- ・改植後の未収益期間に要する経費 10a当たり20万円

# 次世代施設園芸の波及による地方創生①

- 木質バイオマス等の地域エネルギーと高度な環境制御技術を活用した次世代施設園芸を展開中。
- 本取組により、現場において、ICTを活用した高度な環境制御技術の実用化、木質バイオマス等の地域エネルギーの利用、実需者との連携による安定的な販路の確保が成果として現れてきているところ。

## 全国10箇所で拠点整備中

※拠点の①は栽培品目、②は地域エネルギー



## 今後の計画

- 27年度内に8箇所で拠点整備を完了する計画。

## 現在の成果

- 生産者、民間業者、地方自治体等が参画したコンソーシアムの取組により、以下の成果が現れてきているところ。

### ICTを活用した高度な環境制御技術の実用化が進展

ICTメーカー等の民間業者、大学等の研究機関が開発した高度な環境制御技術等の先端技術を現場で活用。



### 木質バイオマス等の地域エネルギーの利用が実現

化石燃料依存から脱却し、木質バイオマス等の地域エネルギーの利用が開始。



### 流通・食品加工メーカー等との連携により安定的な販路が確保

コンソーシアムに参画している流通・食品加工メーカー等の実需者との契約取引により、安定的な販路を確保。



## 地域の新たな動き

- 次世代施設園芸の成果に触発され、大規模施設園芸への取組や地域エネルギーの利用といった新たな動きが見られるところ。

### 【民間企業による大規模施設園芸への参入】

通信メーカー、金融機関、種苗会社等が共同出資会社を設立し、ICTを活用した高度環境制御による大規模施設園芸団地を建設し、生産法人に貸し出す仕組みの全国展開を図る予定。



### 【民間企業と農業生産法人の共同出資による木質バイオマスを利用した施設園芸の実施】

エネルギー供給会社、農業生産法人が共同出資会社を設立し、木質チップを燃料とするバイオマスボイラーを利用した大規模施設園芸を実施。



# 次世代施設園芸の波及による地方創生②

- 次世代施設園芸拠点では、高度な栽培技術、地域資源の利用のノウハウ、安定的な販路の確保といった知見が得られ、それらを習得した人材・民間企業等が育成されているところ。
- 拠点の知見が全国に展開されることにより、所得の向上、雇用の創出を通じた地方創生が実現。

## 拠点で得られた知見

ICTを活用した高度な栽培技術や生育に係る各種データ

木質バイオマス等の地域資源の利用のノウハウ

流通・食品加工メーカー等との連携による安定的な販路の確保

## 他の地域への展開の可能性

- ・ 拠点で得られた栽培技術等は、**普及センターや試験場を通じて他の地域に還元**することが可能
- ・ **民間企業が新たなビジネスチャンス**として、拠点で培ったノウハウを**他の地域に展開**することが可能
- ・ 拠点において**研修を行うこと**により、他の地域の**農業後継者や新規就農者の栽培技術の向上**が可能

- ・ 拠点で得られた木質バイオマス等の地域資源の利用のノウハウは、**他の地域の資源(地域エネルギー、遊休地、遊休施設)の活用**に展開することが可能

- ・ **流通・食品加工メーカー等が参画したコンソーシアム形成が安定的な販路の確保に有効**であることから、他の地域にも展開が可能

## 拠点の取組に刺激を受け、他の地域でも新たな施設園芸への取組に意欲

生産性の高い次世代施設園芸に取り組みたいけど、もう少し**低コスト・小規模**で取り組めないかなあ。

生産者

地域の**空き校舎や遊休地**を使って次世代施設園芸に取り組むことができないかなあ。

地方自治体

ICTを活用した**環境制御技術**を広めて地域農業に貢献したい。

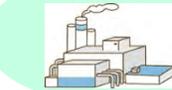
ICTメーカー等民間企業

地域の**特産品目**を**高品質・安定供給**できる産地と契約したい。

流通・食品加工メーカー

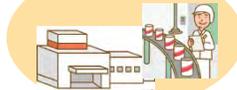
## 次世代施設園芸の全国展開による地方創生

地域エネルギー



近隣の**工場廃熱**をハウス暖房に使用

実需者



地元の**食品加工メーカー**に出荷



**遊休地**を利用してハウスを整備

遊休地・施設

**空き校舎等の遊休施設**を利用して植物工場を整備



ICTを活用した**高度な環境制御技術**の提供



ICTメーカー等民間企業

**経験に培われた優れた栽培技術**の導入



地域の生産者

所得の**飛躍的向上**



雇用の**創出**

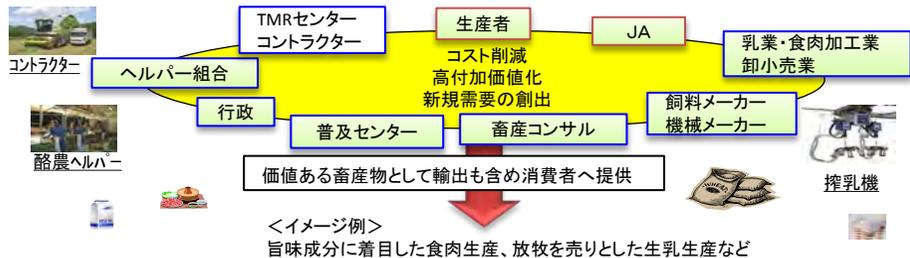


- 畜産・酪農分野を更に強化し、その成長産業化を図るため、企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、自給飼料生産コストの低減、新技術の開発・普及・定着、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備を進める。

### 進捗状況

#### 高収益型畜産（畜産クラスター）の構築

- 畜産農家をはじめ、コントラクターなどの飼料生産組織や関連産業等の関係者（乳業、食肉センターなど）が有機的に連携・結集し、地域全体で収益力の向上を図る体制（畜産クラスター）の構築を推進。
- **現在、全国480を超える地区で取組が検討されており、今後も強力に推進。**  
（平成27年度予算、平成26年度補正予算279億円）



#### 畜産・酪農における新技術の活用

- ロボット技術等を活用し、畜産・酪農の生産性の向上と省力化を推進。
- 性判別技術や受精卵移植を活用し、優良な乳用後継牛の確保と和子牛生産の拡大を推進。

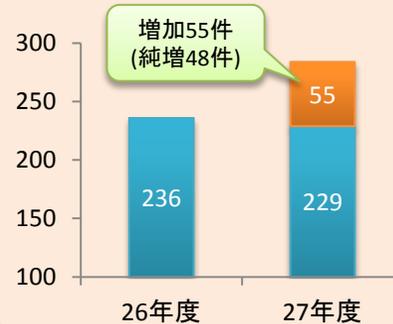


#### 酪農家の創意工夫に応える環境整備

- 6次産業化を支援するため、指定団体との生乳取引の多様化を進め、27年4月から55件の酪農家が新たに6次産業化の取組を開始。

##### 6次産業化の取組件数

目標：H32年度 500件



##### 新たに開始された取引の事例

###### 【特色ある生乳の直接販売】

- 新たな生乳取引制度を活用し、地元企業に対して、乳たんぱく質が豊富なブラウンスイスの生乳を直接販売。
- 当該企業は特色ある生乳を使用してアイスクリームやプリン等を製造。



#### 国内飼料資源の活用

- 水田の有効活用と耕畜連携の推進、草地等の生産性向上、放牧の推進、コントラクター・TMRセンター等支援組織の育成等により、自給飼料生産を拡大。  
（飼料自給率目標 26% (H25) → 40% (H37)）
- 「エコフィード利用畜産物」の認証等により、食品残さの飼料利用と畜産物の高付加価値化・消費拡大を推進。



エコフィード生産・利用量

H15: 48万TDNトン → H25: 108万TDNトン

※TDN: 家畜が消化できる養分の総量

○ 承認審査プロセスの見直し等により、より安価で効果の高い資材の迅速な供給を推進。

## 現状

## 対応方向

## 効果

農薬

- 薬用作物等の地域特産作物向け農薬が少ない（開発コストが高い）  
（現状では農薬登録には、栽培が少なくても、個別作物毎の試験データが必要）

### 【作物グループ単位での農薬登録】

- 作物をグループ化し、代表的な作物で実施した試験データに基づき、作物グループ単位で農薬を登録できる仕組みを導入



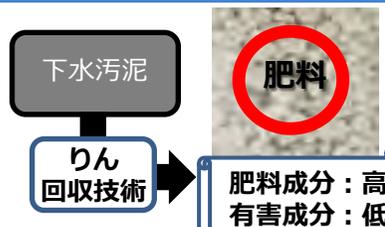
- 農薬登録コストの縮減
- 地域特産作物にも使用可能な農薬の確保
- ➔ 例えば、甘草をスパイス類(根茎の部分)に、しゅんぎくを葉物野菜に分類

肥飼料

- 輸入に頼る肥飼料原料（一方で国内に未利用資源が存在）
- 円安による価格高騰

### 【未利用資源の肥料への活用】

- 肥料成分のみを回収する新技術を活用し、安全性を確保しつつ、肥料として活用（例：下水汚泥からりんを回収）



### 【国際的な考え方を踏まえた飼料安全管理の高度化】

- 飼料について、「最終製品の検査による安全確保」からGMP（適正製造規範）の導入による「全工程における管理の徹底による安全確保」へ移行

- 安全で安価な国産原料肥料の確保
- 汚泥中りんの有効利用
- ➔ りん回収技術を利用した肥料は一般的なりん酸質肥料と比べて約3割安価（りん換算）
- 不適合品の製造・流通の未然防止

動物用医薬品

- 開発・承認期間が長く、現場ニーズへの対応に遅れ
- 多額の開発コスト

### 【国際的枠組への参加等による承認審査プロセスの迅速化】

- VICH（日米欧による国際協力の枠組）による承認審査資料の国際的な統一を推進（これまで50以上の国際ガイドラインを作成）
- 審査資料の電子化、海外試験データの受入れ等、承認審査プロセスの見直し（25年度より24項目について検討し、20項目について見直し済）

- 開発コストの低減、ドラッグラグの解消
- ➔ 開発・承認期間の3割短縮を期待
- アジア諸国への輸出を後押し

### 目標と進捗

- 新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大。  
(農林水産省・地域の活力創造プラン(平成26年6月24日改訂))  
 (40代以下の農業従事者数 平成25年：31.1万人 → 平成35年：40万人)

#### 【進捗状況】

	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
40代以下の農業従事者数	35.8万人	30.6万人	30.8万人	31.0万人	31.1万人

・農林水産省「農林業センサス」(組替集計)、総務省「国勢調査」(調査票情報を農林水産省で独自に集計)、農林水産省「新規就農者調査」により、作成。

- 平成35年に40万人とするためには、増加ペースの加速化が必要。

### 今後の対応方針

#### ○ 雇用就農者の確保

近年、景気が回復しているが、その中で農業界に優秀な人材を確保していくため、

- ・ 民間企業の就職スケジュールと合わせる形で、適切なタイミングで農業法人の就職説明会等を開催。
- ・ 農業法人の就労環境等を他産業並みに改善。
- ・ 発展している法人の経営者や女性農業経営者がマスコミ等に出て発信する機会を拡大。

#### ○ 新規就農者の定着

新規就農者の定着を確実にするため、

- ・ 青年就農給付金受給者を含む新規就農者を対象として、普及指導員・市町村職員・指導農業士等の中から担当する指導者を決め、確実にバックアップする体制を構築。
- ・ 孤立しがちな新規就農者同士の地域ごとの交流会の開催や4Hクラブ(農業青年クラブ)への加入により、新規就農者ネットワークを構築。

# 平成27年産の事業化調査に当たって想定している収入保険制度の仕組み 生産現場の強化

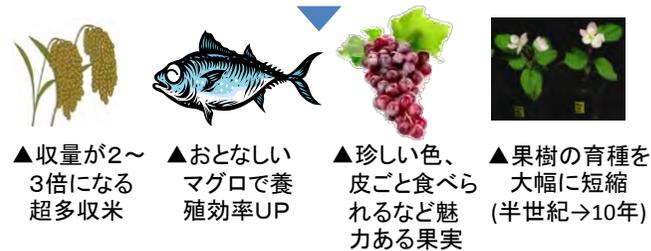
項目	仕組み	備考
○対象者	○経営管理を適切に行っている農業者(個人・法人) (青色申告を5年間継続して実施していること)	○制度を適正に運営するためには、個々の農業者の収入を正確に把握する必要があり、青色申告により、日々の取引が正しく帳簿に記録され、関係書類が適切に保存されていることが必要
○対象収入	○農産物の販売収入全体を対象(所得ではない) ○加工は含まない(自ら加工する場合は、加工原料としての販売までを対象)	○コストの合理性の確認は難しいため、所得ではなく、収入を対象 ○加工については、農産物以外の原材料もあり、一般製造業とのバランスやチェック可能性を考慮し、対象外
○収入の把握方法	○農業者が、農業収入額等を記載した書類を提出(自己申告を基本)  ○税務申告書類、その添付書類である決算書、保存義務のある帳簿、領収書等を用いて農業者の自己申告を確認	○個々の農業者の収入を的確に把握するためには、税制度の仕組みを活用し、税務関係書類等によりチェックすることが有効
○保険金の不正受給の防止策	○農業者に災害等の損害発生時の通知や証拠の保存の義務を課す ○保険者は、必要があれば、現地調査等により確認	
○補償内容 ・基準収入  ・補償限度額と補填金	○農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本に、当年の営農計画の内容を加味して設定  ○基準収入に一定割合(9割で仮置※)を乗じて補償限度額を設定し、当年の収入が補償限度額を下回った場合は、下回った分に支払率(9割で仮置※)を乗じたものを補填	○5年中中庸3年とする方法は、翌年の基準収入に影響しないなら収入を大幅に下げて保険金をもらおうとすることにつながる可能性があること等から、採用しない ○保険金の不正受給の防止、少額支払による事務の煩雑化の回避のため、一定の自己負担部分を設ける
○保険料等	○加入する農業者は保険料等を負担(5%で仮置※)	
○加入・支払時期 ・収入算定期間  ・保険加入  ・保険金支払	○1年間(個人は1月～12月、法人は事業年度)  ○収入算定期間の開始前まで(個人は前年11月まで)  ○収入算定期間終了後の税申告後(個人は翌年3～6月)	○税制度における収入の計算期間と一致させることが必要  ○保険金の不正受給の防止のため、収入算定期間の開始前までに加入申請を行う ○全ての農産物の収入の確定後、当年の収入を税務関係書類により確認する必要があるため、確定申告後となる

※数字は農業共済等を参考に仮置。他の割合でも検証を実施

- 収量の大幅な増加、飼料用米給与による畜産物の魅力向上、地球温暖化への適応、天然稚魚に依存しない養殖等、生産現場で待ったなしの課題を解決する研究開発を促進。
- 導入に目途が立った成果は、生産者や普及組織の参画を得て、生産現場で体系化し、速やかに現場移転。
- 産学官を結びつけ、共同研究や事業化を加速化するプラットフォームづくりを推進。

### 革命的な品種を生み出す研究開発

収量の大幅な増加や今までにない特色をもたらす品種を遺伝子情報を活用したゲノム編集技術等の革命的な育種技術により迅速に開発



サイエンスコミュニケーションにより国民理解を促進

### 畜産・酪農の競争力強化のための研究開発

飼料用米給与による畜産物の魅力向上、搾乳ロボット等の活用による酪農の生産性の飛躍的向上を実現



### 温暖化に適応するための研究開発

高温障害や害虫被害の拡大による生産量、品質の低下を防ぐなど、温暖化に適応することにより将来に渡る強い産地の持続性を確保



### 森林資源を最適に利用するための技術開発

国産材の安定供給や木質バイオマスの利用促進により多面的機能の維持向上と林業の成長産業化を促進

優れた林業種苗を従来の1/3の期間で作出する技術を開発



### 研究成果の技術移転を加速化する実証研究

生産者や普及組織の参画を得た実証研究により、開発された革新的技術を生産現場で体系化

#### 現場の関係者によるコンソーシアム

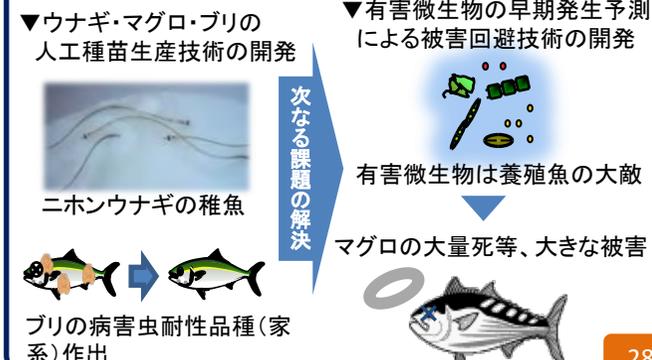
- 農林漁業者・団体等
- 研究機関(公設試験場・独法(農研機構等)・大学等)
- 民間企業等
- 地域の普及を担う組織

#### 現場技術の体系化

#### 技術移転の加速化

### 持続可能な養殖技術の開発

天然稚魚に依存しない養殖を目指し、稚魚を大量・早期に生産し、持続的な養殖技術を確立



# 分業化・外部化による労働力の最適利用

- 農業就業者の減少や高齢化等により労働力不足が進行する中、年間を通じた作業量が平準化していない農業生産において、農地集積や大規模化等を進めていくためには限られた労働力を最適に利用することが必要。
- 専門性の高い高性能機械や先端技術による農作業の一部を分業化・外部化することで、適正なコストでの安定的な労働力確保等が可能になり、限られた労働力を活用して意欲ある担い手の経営拡大や収益向上を推進。

## 【現状】

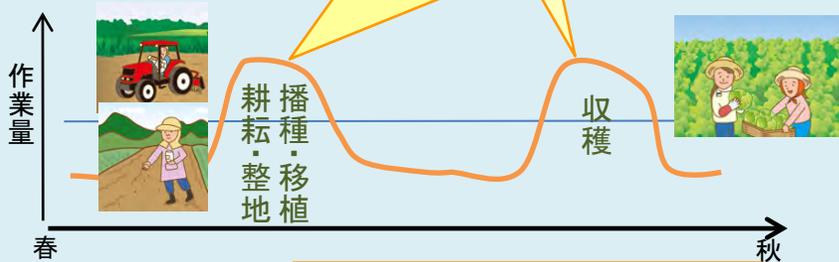
農業就業者の減少や高齢化等による労働力不足の進行



農業の特徴：年間を通じた作業量が平準化していない

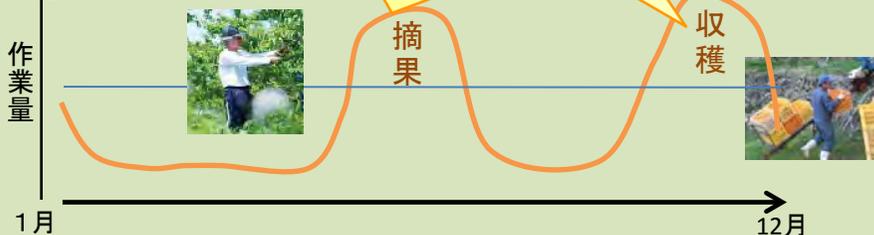
### 【露地野菜】

作業のピークで労働力が不足



### 【温州みかん】

技能を有する労働者の不足



農繁期と農閑期の混在により周年雇用は困難

農地集積・大規模化への対応に限界

## 【対応方向】

機械・技術の導入と農作業の分業化・外部化による労働力の最適利用の推進

- ピーク時の農作業の一部を担い手や作業受託組織へ外部委託
  - ➡ 担い手の規模拡大の推進
- 担い手や作業受託組織で継続的に雇用することによる技能の習熟
  - ➡ 適正なコストで熟練した労働力を安定的に確保
- 担い手や作業受託組織は、多品目や加工部門と組み合わせることで、周年での活動も可能
  - ➡ 有利な条件で雇用を安定的に確保することが可能



担い手や作業受託組織に高性能な農業機械、ICTやロボット技術等を導入することにより、稼働率が向上（担い手の固定費負担が低減）



限られた労働力を活用して更なる農地集積・大規模化を推進  
➡ 意欲のある担い手の経営拡大や収益向上を実現

- 農業競争力強化のため、農地の区画を拡大し生産コストの低減を図る「大区画化」や、暗渠排水の設置等により水田の排水性を改善し畑利用を可能とする「汎用化」、天水依存の営農からかんがいを行い収量・品質の向上を図る「畑地かんがい施設の整備」等の農業生産基盤の整備を行う農業農村整備事業等を推進。
- 農業生産基盤の整備を契機に高収益作物の生産・輸出を拡大した事例もあり、こうした取組を更に後押し。

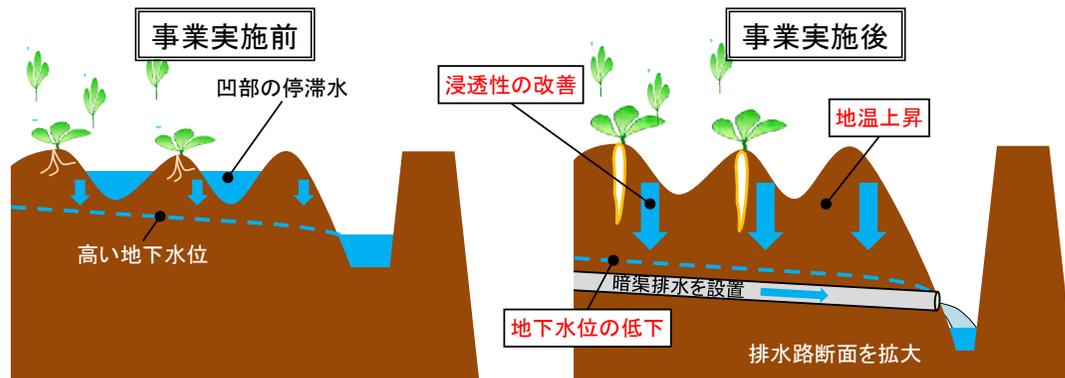
### 事例：畑地帯総合整備事業【北海道帯広北地区】

- 事業期間：H5～16年度
- 受益面積：2,332ha(排水路、暗渠排水、土層改良、農道)
- 受益戸数：224戸



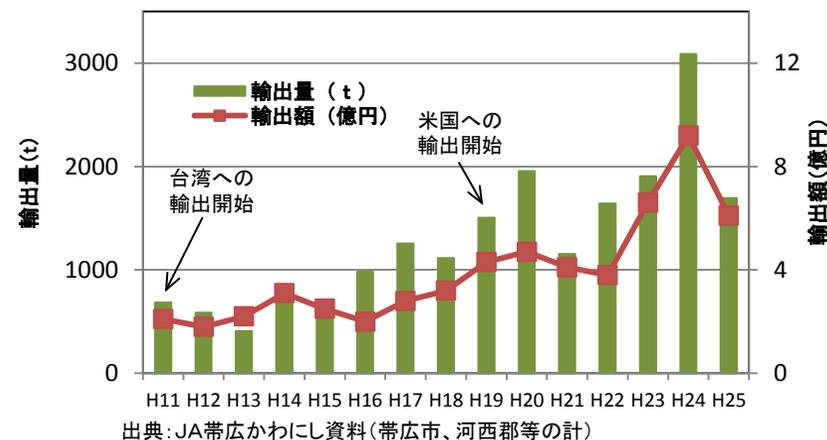
輸出向け長いも

### 排水改良のイメージ

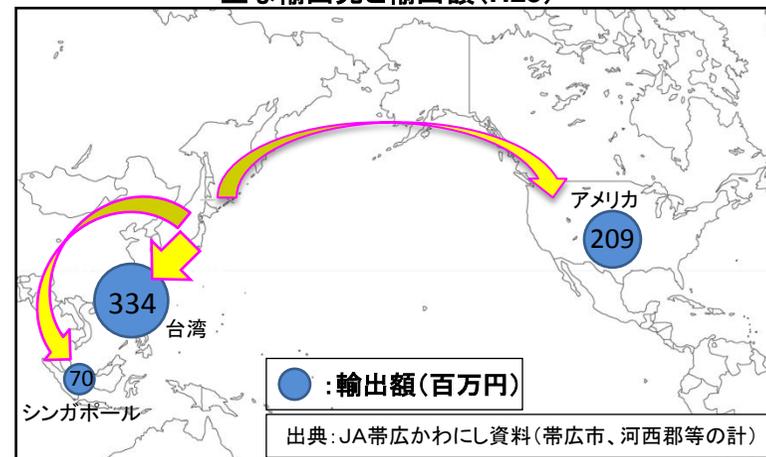


### 「長いも」の輸出の拡大

輸出量と輸出額の推移



### 主な輸出先と輸出額(H25)



- 農業水利施設の老朽化の進行に対応し、計画的かつ効率的な補修・更新により長寿命化を図るとともに、地震・豪雨等の自然災害が激甚化する中、施設の耐震化や洪水被害防止対策と、ため池管理体制の構築等による地域防災力の強化とのハード・ソフト対策の適切な組合せにより、防災・減災対策を推進。
- 農業農村整備事業等による国土強靱化対策の推進を通じ、農業の成長産業化を支える生産現場の強化に寄与。

### 基幹的農業水利施設の耐震化

事例: 国営総合農地防災事業【愛知県 矢作川総合第二期地区】

- 事業期間: H26～41年度(予定)
- 受益面積: 5,441ha(頭首工、取水工、用水路等)

#### 現状

- ・ 大規模地震による農業水利施設の破損が懸念



幹線水路



幹線水路

市街地を横断する幹線水路



幹線水路周辺の浸水想定



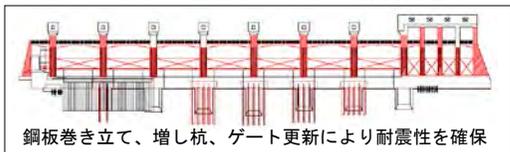
アンダーパスの浸水想定



民家及び隣接する道路の浸水想定

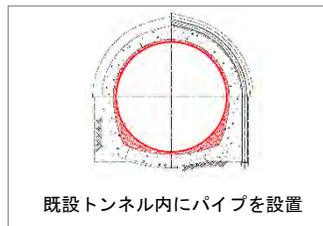
#### 対策

- ・ 頭首工・取水工を補強・改修し耐震性を強化



鋼板巻き立て、増し杭、ゲート更新により耐震性を確保

- ・ 水路の補強・改修、液状化対策により耐震性を確保



既設トンネル内にパイプを設置

### ため池の防災・減災対策

事例: 防災ダム事業(防災ため池工事)【三重県津市 大沢池地区】

- 事業期間: S63～H14年度
- 受益面積: 58ha(堤体工、余水吐、浚渫工等)

#### 事業実施前

- ・ 降雨時に農地や農作物、市街地に洪水被害が度々発生。
- ・ 特に昭和49年に大きな洪水被害が発生。

昭和49年の降雨(事業実施前)

年月	降雨量 (mm/2日)	農作物被害額
S49年7月	331	約9,700万円

S49の洪水被害の様子



#### 事業実施後

- ・ 2か所の農業用ため池について、堤体のかさ上げ及び池底等の掘削により貯水容量を確保。降雨時の下流農地等の洪水被害を防止。
- ・ 事業完了後、降雨時においても洪水被害は発生せず。

平成16年の降雨(事業実施後)

年月	降雨量 (mm/2日)	農作物被害額
H16年9月	441	被害なし



- 日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）は、平成27年度以降、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施。
- 農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等農業の構造改革を後押し。

### 多面的機能支払交付金

#### 農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し。  
交付単価例：3,000円/10a(都府県・田)

#### 資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援。

交付単価例（共同活動）：2,400円/10a(都府県・田)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

#### H26年度の取組

- 制度創設年度である平成26年度は、従来の農地・水保全管理支払の約1.3倍（約50万haの増）に当たる、約200万haの農用地に取組が拡大。

（平成27年1月末時点見込み値）

	全国
農地維持支払取組面積	196万ha
農振農用地に対するカバー率	46%
H25年度からの増加面積 （伸び率）	49万ha (133%)

（参考）平成25年度の実施状況

	全国
取組面積	147万ha
農振農用地に対するカバー率	35%

### 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等の条件不利地域の傾斜地等と平地との生産コスト差に係る支援。 主な交付単価

地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



機械の共同化



地場農産物の直売

#### H26年度の取組

- 平成26年度は、第3期対策の最終年度であること等から、平成25年度と同程度（約69万ha）の実施状況。（平成27年度から第4期対策が開始）

（平成27年1月末時点見込み値）

協定数	28,079
交付面積 ① （交付面積率 ①/②）	68.7万ha (82.0%)
対象農用地面積 ②	83.8万ha

（参考）平成25年度の実施状況

	H22	H23	H24	H25
協定数	26,937	27,570	27,849	28,001
交付面積 ① （交付面積率 ①/②）	66.2万ha (82.8%)	67.8万ha (81.9%)	68.2万ha (82.1%)	68.7万ha (82.0%)
対象農用地面積 ②	80.0万ha	82.7万ha	83.1万ha	83.8万ha

### 環境保全型農業直接支払交付金

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストに係る支援。

交付単価例（緑肥の作付け）：8,000円/10a  
（堆肥の施用）：4,400円/10a



堆肥の施用



冬期湛水管理

#### H26年度の取組

- 平成26年度は、平成25年度の約1.2倍に当たる、約62千haに取組が拡大。

（平成27年1月末時点見込み値）

	全国	緑肥の作付け	堆肥の施用	有機農業	地域特認取組
取組面積	62千ha	13千ha	14千ha	14千ha	21千ha
H25年度からの伸び率	120%	109%	130%	103%	137%

（参考）平成25年度の実施状況

	全国	緑肥の作付け	堆肥の施用	有機農業	地域特認取組
取組面積	51千ha	12千ha	10千ha	13千ha	16千ha

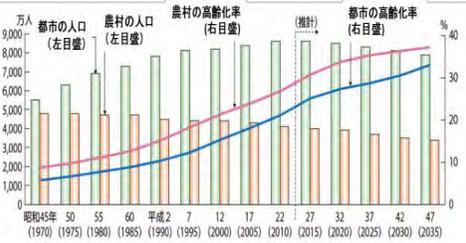
# 「集約とネットワーク化」による集落機能の維持

- 農山漁村では、高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行。小規模集落が増加し、集落機能が低下。
- 地域全体でのコミュニティ機能を維持する観点から、地域の実情を踏まえつつ、生活サービス機能や農産物の加工・販売施設など産業振興の機能を基幹集落へ集約した「小さな拠点」と、周辺集落のネットワークの形成を推進。

## 【農山漁村の現状】

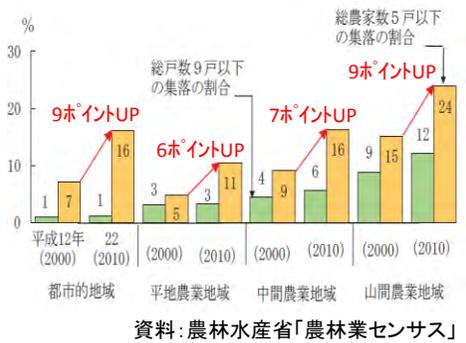
- ・ 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行。
- ・ 小規模集落が増加し、集落機能が低下。

### 【DIDs※・非DIDsの人口と高齢化率の推移と見通し】



※DID: Densely Inhabited District (人口集中地区)  
 出典: 食料・農業・農村白書

### 【小規模集落の割合の推移】



## 【「集約とネットワーク化」の推進】

- (地域の将来ビジョン)
- 地域の活性化に資する施設整備
    - ・ 土地利用計画に基づく整備
    - ・ 生活に不可欠な施設の集約や集落間のネットワークの構築
  - 地域資源の掘り起こしと活用
  - 地域住民に必要なサービスを提供する組織インフラの整備



※複数集落(小学校区、大字等)単位を想定

- 【基幹集落への機能の集約】
- ・ 医療、教育等の公共サービスの拠点機能を集約
  - ・ 介護、買い物等の住民サービスの提供機能を発揮
- 【集落間のネットワーク化】
- ・ コミュニティバスの運行、無線LANの整備
  - ・ 集落間で連携した農地の共同管理や、農産物の庭先出荷

## 地域の将来ビジョンの策定

- ・ 単独では生活サービスの提供や農地等の管理が困難な集落を中心とした、地域住民が主体となった地域の「将来ビジョン」の策定を推進。
- ・ ビジョンの策定に関しては、住民間での徹底した話し合いを行う際のサポート体制の充実を図るほか、集落間のネットワーク化により、地域の維持・活性化を図る取組を支援。



## 土地利用計画の策定

- ・ 農地の保全や農業・生活関連施設の再編・整備、それらに係る計画的な土地利用を実現するための環境整備を推進。



- 野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、関係省庁が連携した捕獲活動や、捕獲効率の高いICT等の新技術を活用した取組を推進するなど、引き続き捕獲を推進することが必要。
- 更に、捕獲した野生鳥獣を食肉（ジビエ）等として利活用することへの関心も高まっており、①川上から川下へのサプライチェーン構築や②需要の創出による利活用の推進が必要。これにより捕獲のインセンティブも向上。

### 【現状】 農作物の被害金額は200億円規模で推移

・平成25年度の被害金額は199億円

### 野生鳥獣の生息数が増加

<ニホンジカ(本州以南)の生息頭数の推移>

平成元年度	23年度	→	37年度
約30万頭	約261万頭	→	約500万頭

※23年度の捕獲率を維持した場合の推計

### 半減目標に向けた捕獲の推進

- ・野生鳥獣の生息数等の半減目標を設定  
「抜本的な鳥獣捕獲強化対策(平成25年12月環境省・農水省)」
- ・鳥獣保護法の改正を受け、環境省も捕獲事業を開始(平成27年度～)

### 食肉等としての利活用への関心の高まり

- ・厚生労働省が「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」を作成(平成26年11月)
- ・食肉等への利活用の関心が高まっているが、利用率は数%に留まる



### 【課題】

- ・捕獲の強化に伴う捕獲個体の増加(捕獲活動経費の支援、ICTの活用など)

ICTを活用した効率的な捕獲の推進



### 【対応方向(具体的な施策)】

・捕獲した鳥獣の食肉(ジビエ)等としての利活用の推進

#### 処理加工

- ・処理施設への運搬の負担が大
- ・ガイドラインに準拠した衛生管理が必要
- ・食肉の供給量・品質が不安定

#### 販売

- ・消費者がジビエに接する機会が少ない

#### 運搬の負担を軽減

運搬費用を支援

#### 安定的な供給体制整備

衛生的な食肉処理施設、貯蔵施設  
一時飼育施設等の整備

#### 販路の拡大

食肉以外の利活用も併せて推進  
(ペットフード、皮革利用など)

#### 需要の創出

シシ鍋、フランス料理から  
身近な料理への展開  
(レシピ開発、認知度向上など)

【北海道鷹栖町】  
食肉のほか、ペットフード等としても販売



【和歌山県日高川町】  
レシピ集の作成



- 農業と福祉の連携については、厚生労働省と連携して、農業関係者と福祉関係者の相互理解の醸成や障害者・高齢者を対象とした福祉農園等の開設支援等を実施。
- 今後は、これまでの取組に加え、地方創生の観点も踏まえ、農業者と福祉関係者が連携した6次産業化や移住・定住を絡めた農福連携の取組の促進など、地域の雇用と所得の拡大につながる先進的モデルとなるような取組を支援。

## これまでの取組

### 【主な取組】

- ・ 農業関係者と福祉関係者の相互理解の醸成のための連絡協議会を設置（農水省、厚労省）
- ・ 福祉関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣、福祉農園の開設整備等を支援（農水省）
- ・ 障害福祉サービス事業所の開設等を支援（厚労省）



ディサービス施設の農園



障害者の農業研修

- ・ 農林水産業・地域の活力創造プラン（H26年6月24日改定）
- ・ まち・ひと・しごと創生総合戦略（H26年12月27日閣議決定）

農福連携を通じた6次産業化、都市農村交流の推進による地域の活性化

農福連携の取組の充実・強化

## 今後の取組

### 【ねらい】

- 農福連携による
- 農を通じた福祉分野への貢献の充実
  - +
  - 地域の所得と雇用確保への貢献の充実

### 【新たな取組】

これまでの取組に加え、以下のような取組を推進

- 農業者と福祉関係者が連携した加工・販売の取組などを地域ぐるみの6次産業化と連携して推進
- 都市からの移住・定住者の受入れも可能な福祉農園など都市と農村地域にまたがる取組
- 生活困窮者の就労の場、自立支援の場として農作業を活用する取組

### 【支援内容】

- マッチングの機会の提供
  - ・ 障害者等支援機関と農業関係者
  - ・ 都市部の障害者、高齢者、生活困窮者と農山漁村の農業関係者
- 先進的モデル地区確立への支援
  - ・ 農福連携を通じた6次産業化を含めた都市農村交流活動の一環として、都市からの生活困窮者や障害者等を農山漁村に受け入れる取組に対する支援

農業者と社会福祉法人が連携した6次産業化（生産、加工、販売）



【阿武町農福連携協議会】

- 規格外野菜を児童福祉施設・母子支援施設等で活用することで農家の意欲向上にも貢献
- 里山林等の地域の森林資源を活用することで都市部からの移住を含む山村活性化を支援

## 規格外野菜の福祉施設での活用 ＜新たなサプライチェーンの構築＞

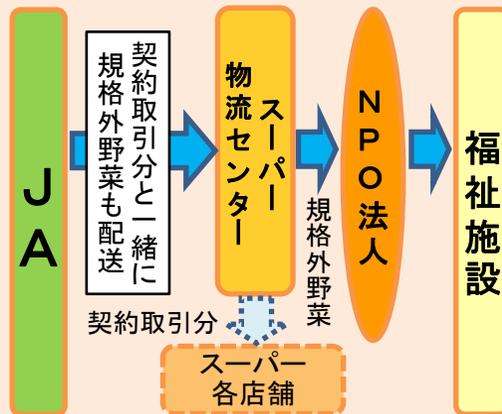
- JA、NPO法人、流通業者の連携による取組事例（群馬県）

◆ JAがNPOや流通業者（スーパーマーケット）と連携し、規格外の野菜を児童福祉施設や母子支援施設に定期的に無償で提供する活動を実施。（平成23年～）

◆ 福祉施設には、長年に及ぶJAと流通業者の契約取引ルートを活用し、NPO法人を経由して提供。

◆ 農家にとっても、本来出荷されない野菜が有効活用され、社会貢献できることで、営農の励みにもなると好評。

規格外野菜の福祉施設への提供ルート



規格外野菜の施設での調理風景



## 地域の森林資源の利用 ＜新たな人材（ターン者）による取組＞

- 移住者を含めた地域住民等による取組事例（富山県）

◆ 地域にIターンして林業に就いた若者を中心に結成された団体が、製薬会社の医薬品の原料として試験的にクロモジ※を出荷。



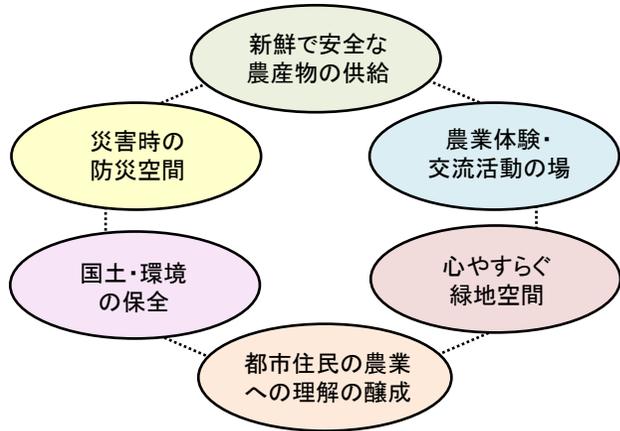
◆ クロモジの資源量や収穫後の回復状況等を調査することにより、安定した収穫量の確保と持続可能な利用を目指している。



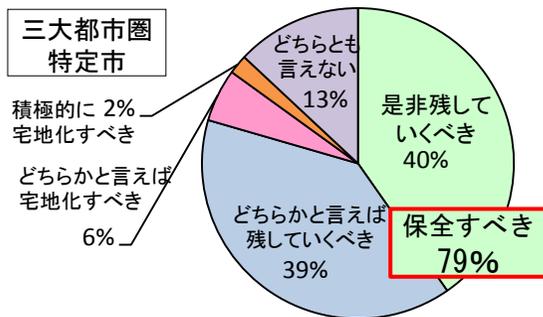
◆ 薬効のある他の植物の採取についても検討中。  
※独特の芳香がある落葉低木で、医薬品、精油、楊枝等の原料として利用される。

- 都市農業は、新鮮な食料の供給、緑や農業体験の場の提供、防災空間の確保等の多様な機能を発揮。
- 都市住民を対象とした各種のアンケートにおいては、都市農業・都市農地の保全を望む回答が多数。人口減少等が進む中で、まちづくりの観点からも、都市農地の有効活用や適正な保全が課題。
- このような状況を背景として、本年4月、都市農業振興基本法が制定。同法に基づき、国土交通省等と連携し、法制上、財政上、税制上等の措置を総合的に検討。

### ○ 都市農業の多様な役割



### ○ 住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方



資料：農林水産省都市農村交流課調べ(回答者数：1,600名)(平成24年度)

### 都市農業振興基本法の概要

#### 目的

基本理念等を定めることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

- 都市農業の安定的な継続
- 都市農業の有する機能の適切・十分な発揮→良好な都市環境の形成

#### 基本的施策

- |                  |                   |                     |
|------------------|-------------------|---------------------|
| ①農産物供給機能の向上等     | ⑤農産物の地元での消費促進     | ⑨都市住民による農業知識等の習得の促進 |
| ②防災、景観形成、国土・環境保全 | ⑥農作業体験の環境整備       | ⑩調査研究の推進            |
| ③的確な土地利用計画の策定    | ⑦学校教育における農作業体験の充実 | ⑪連携協力による施策の推進       |
| ④税制上の措置          | ⑧国民の理解と関心の増進      |                     |

### 都市農業に関する現行の措置

#### 法制上の措置

##### 都市計画制度

昭和43年制定の都市計画法により、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、市街化区域が設定

##### 生産緑地制度

市街化区域内にあって、良好な生活環境の確保に効用があり、かつ、公共施設用地等の敷地に適している農地等を、生産緑地地区として指定し、保全



#### 税制上の措置

##### 固定資産税

生産緑地は、一般の農地と同様、農地評価・農地課税

##### 相続税納税猶予制度

三大都市圏特定市では、生産緑地において相続人が営農を継続する場合、相続税の納税猶予の適用が可能

##### 小規模宅地特例(相続税)

自宅と農機具置き場等の敷地について、最大730㎡まで相続税の課税評価額を減額

#### 財政上の措置

##### 都市農業機能発揮対策事業

(平成27年度予算額1.9億円)  
 ・都市農業についての制度検討  
 ・都市農業の意義の周知  
 ・福祉農園の開設を推進



## CLTの特徴

- ① 大きな面として利用できる強い構造材
- ② シンプルな施工、移設も容易
- ③ コンクリート製品等と比べて軽く、環境に優しい

## CLT生産体制整備・低価格化

国内の豊富な森林資源を活用し、効率的・安定的なCLT生産体制を構築し、低価格化を実現

↓  
他の建築資材と価格面で対抗可能に

CLTにより、これまで木が使われなかった建築物への木材利用が可能に

## ターゲット

- 中層建築物等を**CLT工法**(※)により木造化  
(※)壁、床等の構造の全てをCLTとする建築物  
共同住宅、事務所、庁舎、商業施設 等
- 鉄骨造等の建築物の**一部にCLTを利用**  
床や壁への利用、耐震補強への利用 等

CLTはコンクリートと比較して軽いため、基礎等の簡素化、施工性向上、重機の簡素化も可能に。



シンプルな施工（海外での事例）



※平成25年度新築工事床面積割合  
(国交省統計より農水省作成)

	低層	中層	高層
RC造	△	◎	◎
鉄骨造	○	◎	○
木造	◎	△	—

型枠工・鉄筋工  
不足が深刻

資材高騰



おおとよ製材社員寮  
(高知県)



共同住宅（米国）



都内に建てられたCLT仮設建築物  
(現在は福島県に移設)

CLTにより活用促進

将来的に目指す

- CLT (Cross Laminated Timber) とは、ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した木質建材
- 既に欧米を中心にマンション等の壁や床として普及
- 国内でのCLT普及を通じた新たな木材利用の拡大に期待



英国での建築事例

## CLTの普及に向けたロードマップ (抄)

基準

H26年度

CLTを構造部分に利用するには個別認定が必要

部材強度実験、接合部実験、実大震動台実験(右写真、27.2)などを実施



H27年度

H28年度

28年度早期に建築基準を整備

国交大臣認定を受けない建物が可能に!

実証

26年度においては、  
・北海道(民間の研修施設)  
・福島県(共同住宅2棟) ・岡山県(共同住宅3棟)  
・群馬県(事務所) ・神奈川県(診療所)  
計8棟が竣工(林野庁支援)



CLT建築国内第1号(26.3竣工、高知県内)



北海道北見市



岡山県真庭市

実証的建築の積み重ねによる施工ノウハウの蓄積

CLTの実需の創出

生産

概ね、毎年5万m<sup>3</sup>程度の生産体制を順次整備

CLT建築の本格的普及

※10年後の年間生産量50万m<sup>3</sup>

# 木質バイオマスのエネルギー利用

林業の成長産業化

## 未利用木材を2万t/年以上使用する木質バイオマス発電所

平成26年12月末現在

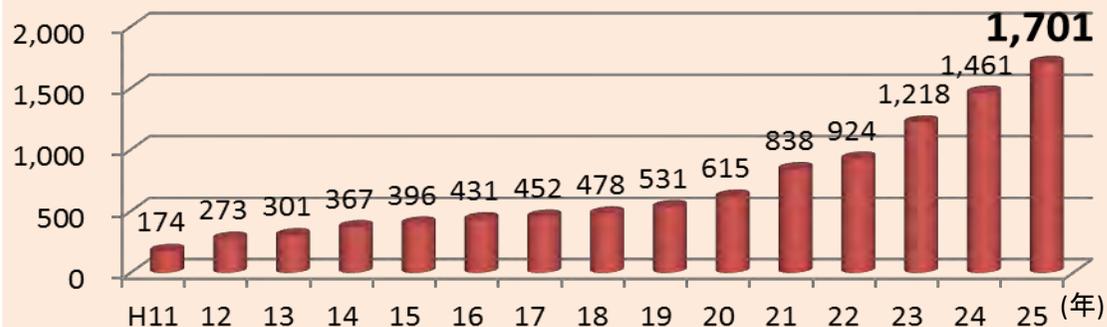
県	市町村	事業主体	発電出力 (kW)	稼働時期
福島	会津若松市	(株)グリーン発電会津	5,700	H24.7
大分	日田市	(株)グリーン発電大分	5,700	H25.11
長野	長野市	長野森林資源利用協同組合	1,500	H26.1
岩手	宮古市	(株)ウツティかわい	5,800	H26.4
栃木	那珂川町	(株)那珂川バイオマス	2,500	H26.10
岐阜	瑞穂市	岐阜バイオマスパワー(株)	6,250	H26.11
三重	松阪市	三重エネウッド(株)	5,800	H26.11

## 小規模区分の新設

買取区分	買取価格 (税抜)
未利用木材 (2,000kW未満)	40円/kWh
未利用木材 (2,000kW以上)	32円/kWh
一般木材等	24円/kWh
リサイクル材	13円/kWh

新設

## 木質資源利用ボイラー数の推移



## 木質資源利用ボイラーの割合(推計)



## 事例①

### 安定供給に取り組むきっかけ 大規模な合板工場の進出(岐阜県中津川市)



## 事例②

### 安定供給に取り組むきっかけ 大手住宅メーカー等からの要望(宮崎県都城市)



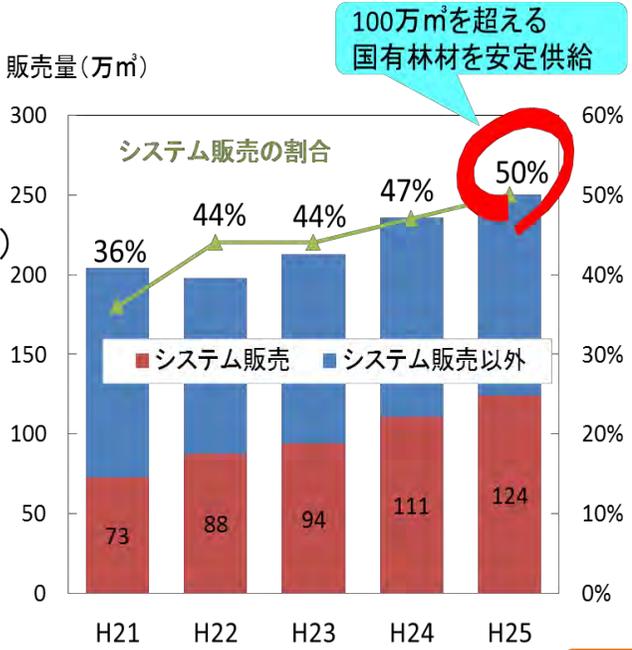
- 国有林では、事業の効率化や低コスト化等を図ることのできる地域において民有林と連携した「森林共同施業団地」を設定。路網の整備と相互利用、民有林材と国有林材の協調出荷等に取り組む。
- また、国産材の需要拡大や加工及び流通の合理化等に取り組む製材工場等と協定を締結して、国有林材を安定的に供給する「システム販売」を促進。

## 民国連携による国産材の安定供給の事例

### ■ 民国連携による施業(共同施業団地:宮崎県)



### ■ 民国連携による原木の協調出荷(長崎県)



### (漁業・漁村の現状)

漁獲量の減少、燃油・資材の高騰

- 漁業収入の減少
- 漁業コストの増大

漁労所得の低迷  
(年収200万円強!!)

- 代船建造が難しい  
⇒コスト高・安全性の低下
- 後継者不足  
⇒漁業者の著しい高齢化
- 漁村の荒廃  
⇒漁業の衰退・漁村の消滅

漁業・漁村再生のためには、漁業者の所得の大幅な向上を実現させる総合的な戦略が必要!

### STEP1: 浜の活力再生プラン

各浜の実態に即した具体的な解決策を策定・実施

- 収入向上の取組(高鮮度出荷・冷凍加工・直販・輸出・増養殖等)
- コスト削減の取組(省エネ機器導入・省燃油活動・漁獲情報把握による操業の効率化等)

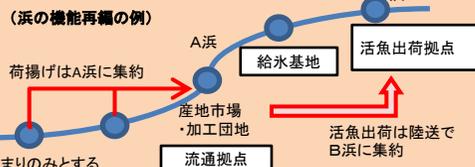
- ▶ 漁業者の所得の大幅な増加
- ▶ 他産業(加工業や観光業など)との連携

### STEP2: 浜の機能再編広域プラン

複数の浜のネットワーク化を図り、地域全体の活性化を目指す

- 産地市場、加工、冷凍施設等の機能再編に向けた取組
- 地域の共同ブランドの開発や高付加価値化の取組
- 漁港機能の再編に伴う港内泊地の有効利用(増養殖機能の付加、蓄養水面への転換)等

- ▶ 高齢化や人口減少が進んだ複数の漁村集落で、浜の機能再編や協業化などに取り組むことにより、地域全体の活性化を目指す



漁村地域全体の活性化

### 北海道寿都の事例

- 再生委員会  
寿都漁業協同組合、寿都町、寿都水産加工協同組合
- 対象漁業  
定置網、ホタテ・カキ養殖、ウニ・アワビ漁業、刺網等
- 主な取組内容
  - 【収入向上の取組】
    - ・養殖施設の更新(ホタテ・カキ)
    - ・漁協施設で漁獲物等を直接販売
    - ・水産加工残渣と間伐材を材料に堆肥分解ブロックを作成し海中林造成
    - ・輪番制漁場(4年)のホタテ地蒔き養殖を新規に実施
    - ・漁港内にミズダコ、アワビ、ナマコ、ウニ、ホタテなどの畜養施設を整備

### 【コスト削減の取組】

- ・船底清掃
- ・省エネ型エンジンの導入
- ・定置網の協業化による人件費削減

■5年後の所得向上 22%以上

### 福岡県新宮相島の事例

- 再生委員会  
新宮相島漁業協同組合、新宮町等
- 対象漁業  
一本釣り、ごち網、簀、刺網、採介藻等
- 主な取組内容
  - 【収入向上の取組】
    - ・食害生物(ガンガゼ)の駆除による藻場造成
    - ・内蔵等の除去など一次処理の実施
    - ・温度管理の徹底などによる品質向上
    - ・アカモク、小型フグ、シイラ等低・未利用資源や地魚を活用した加工品開発
    - ・直販施設の整備や郵便局と連携した販路拡大
    - ・給食を通じた魚食普及
    - ・アワビ種苗放流

### 【コスト削減の取組】

- ・船底清掃
- ・積載物削減(船体の軽量化)による省燃油
- ・自主的な休漁日の設定による出漁日数の削減

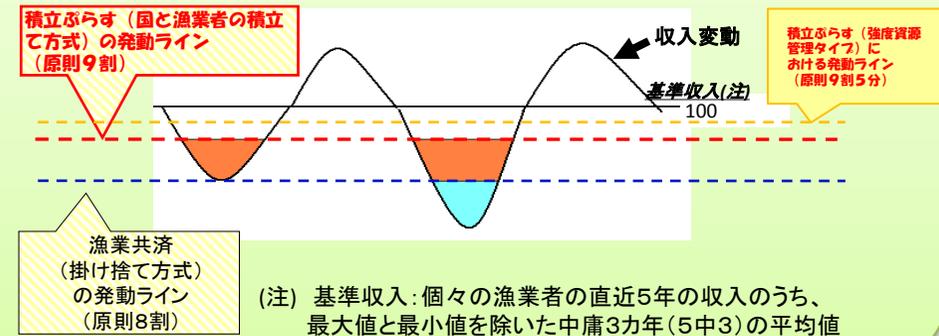
■5年後の所得向上 11%以上

### 資源管理の推進

- 「資源管理のあり方検討会」の取りまとめを踏まえ、
  - ① マサバ（太平洋系群）についての個別割当（IQ）方式の効果実証
  - ② スケトウダラ（日本海北部系群）のTACをABC（生物学的許容漁獲量）と等量に設定
  - ③ 太平洋クロマグロの小型魚の漁獲半減
  - ④ トラフグ資源管理検討会議を開催
  - ⑤ 漁業者が作成した約1,700の資源管理計画の見直しなど資源管理を推進。

### 漁業収入安定対策事業

- 漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用し、漁業者、養殖業者による資源管理や漁場改善の取組に対し、減収補填  
 （通常9割、強度の資源管理に取り組む場合9割5分を補填を補填）



### 漁船保険制度改正の検討課題

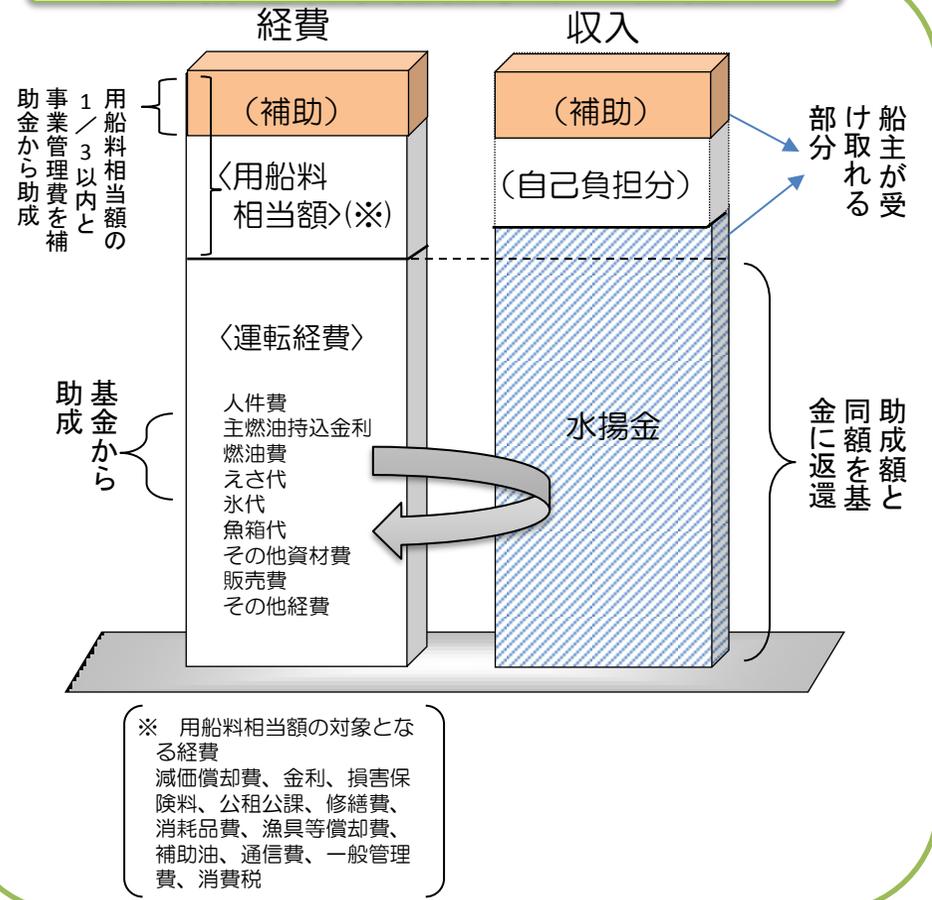
1. 組織統合一元化における漁船保険制度のあり方  
 漁業者の利便性向上を図るため、組織体制や事業運営について合理化・効率化を最大限図ることが必要。
2. 再保険のあり方及び異常保険料のあり方  
 国と漁船保険団体との責任割合について検討するとともに、南海トラフ地震等の大災害発生の可能性も踏まえ、異常保険料のあり方を検討することが必要。
3. 満期保険のあり方  
 漁業者のニーズに応じた漁船の更新に一層柔軟に対応できるよう、積立期間等の見直しを検討することが必要。
4. 特殊保険及び乗組員給与保険のあり方  
 今後とも安定的に保険事業を実施していくため、両保険の統合を含め、効率的・安定的な事業実施のあり方について検討していくことが必要。

### 漁業共済制度改正の検討課題

1. 全員加入制度のあり方  
 養殖共済の全員加入制度につき、漁業者の自由意思で加入ができるよう、撤廃を含め検討することが必要。
2. 義務加入制度のあり方  
 漁獲共済、特定養殖共済の義務加入制度につき、意欲ある漁業者が加入しやすいような制度のあり方の検討が必要。

- 収益性重視の操業・生産体制への転換を促進し、厳しい経営環境の下でも操業継続できる経営体を育成するため、平成19年度から実施。
- 平成27年3月時点で、113件の改革計画を認定。うち、34件が実証事業終了、45件が実証中、23件は今後順次事業開始予定。(11件は震災対応のため漁業養殖業復興支援事業へ移行)

## 漁船構造改革総合事業の仕組み



## 具体的事例

事業実施者：銚子市漁業協同組合 使用船舶名：第十五富丸  
 実証期間：平成20年6月1日～平成23年5月31日  
 (沖合底びき網漁業)

- (取組の内容)
- 協業化： 4隻が協業化し生産組合を設立による管理部門統合、資材等共同購入などによりコスト削減
  - 小型化： 漁船小型化（70ト→19ト）による燃油消費量削減（46.8%）船舶検査費用等その他の経費の削減
  - 出荷形態： ヤリイカなどの箱詰め出荷により販売単価約2割アップ
  - 加工品開発： ヤリイカの加工品（沖漬け）商品開発
  - 販路開拓： 旬の魚を詰めて東京方面の居酒屋に出荷し、安定的な新販路を開拓



- (事業の成果)
- 漁獲量は従来より約17%減少（223トン→194トン）したが、単価が約26%向上（439円/kg→553円/kg）により水揚金額は従前同程度107百万円を確保し、償却前利益25百万円が得られた。
  - 漁船の小型化により、燃油消費量46.8%削減された。また、操作性の向上によって従来船では漁獲が難しかったボタンエビの漁獲が可能となった。

### ウナギ養殖の現状

- 卵から親魚まで育て、親魚から得た卵をふ化させる完全養殖に成功。さらに平成26年には大型水槽によるシラスウナギまでの飼育に成功
- 現在、新たな初期飼料や飼育方法の開発等を進めるとともに、シラスウナギの大量生産を加速させるシステムの実証実験を実施

### クロマグロ養殖の現状

- クロマグロは、水温、水質等の条件に恵まれた地域や養殖種苗の漁獲地の近くなどで養殖
- 全国のまぐろ類養殖の経営体数は、95経営体（150漁場）
- 天然資源に頼らずに養殖を行うための、人工種苗の量産技術の開発等が課題

### 陸上養殖の技術開発

- 閉鎖循環式陸上養殖は、赤潮や台風等の影響を受けず、飼育水を浄化するため病原体の侵入防止が可能で、また陸上のため効率的な生産が可能な次世代型の養殖として大きな期待
- 閉鎖循環式陸上養殖を産業的に普及させるため、先進の工業技術の導入による低コストで効率的なシステムの開発・実証を実施

### 低魚粉飼料の技術開発

- 試験研究においては、無魚粉飼料によるブリの飼育に成功。更に配合飼料原料の多様化のための試験研究を推進
- 「養殖魚安定生産・供給事業」（H26-28）により、漁業飼料と低魚粉飼料の比較飼育を行い、低魚粉飼育の効果実証に取組中

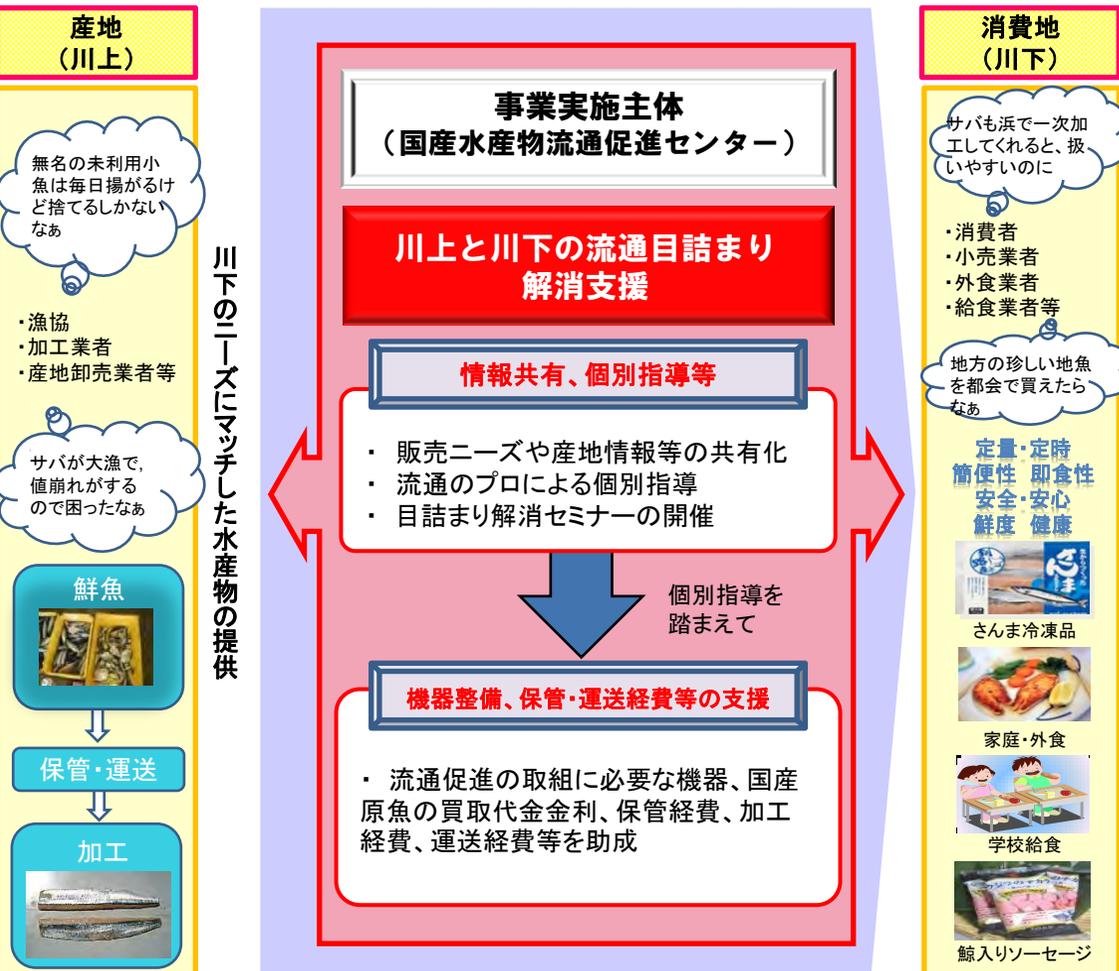
### I T技術の活用例

- 水温、塩分濃度、濁度等に応じて養殖水産物の生育に最適な水深や場所に移動できる可動式の養殖施設
- 赤潮からの漁業被害の軽減を図るため、人工衛星を活用してより広域的に赤潮の発生、分布状況の把握・予測手法の開発

### ①新商品開発等の推進

- 水産物の消費量が急減(H13:40.2kg/人年→H25:27.0/人年)している中、水産物流通の目詰まりを解消し、国産水産物の流通を促進することが急務
- 国産水産物流通の、川上(産地)から川下(消費地)までを、ソフト・ハード両面で総合的に支援

### 国産水産物流通促進事業



### ②水産物の消費拡大に向けた取組

#### ・ファストフィッシュ



- ・ 平成24年から水産物の消費拡大を目指す官民協働の取組「魚の国のしあわせ」プロジェクトの1つの運動として開始。
- ・ 今まで12回の選定で、のべ552社3,067商品が選定。

#### ・プライドフィッシュ



- ・ 平成26年からJFグループが展開している水産物消費拡大の取組。
- ・ 平成26年12月末までに、23道府県・66魚種を選定済み。

#### ・「Fish-1グランプリ 2014について」

- ・ 昨年11月に築地市場祭りと同日開催し、10万人来場
- ・ 「国産魚ファストフィッシュ」と「プライドフィッシュ」の2部門で一般来場者と審査員の投票によるグランプリを決定。

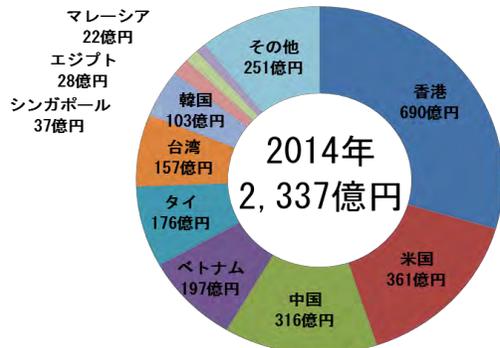
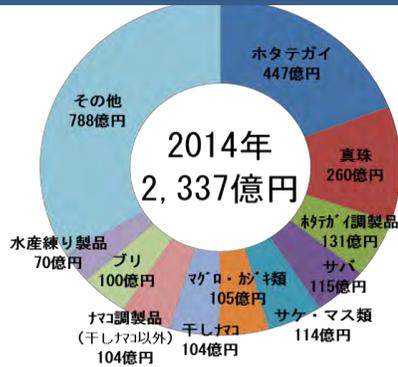


(株)丸俊  
「そのまま食べるかつおスライス」(ファストフィッシュ部門)(左)  
JF静岡漁連(いとう漁協)  
「金のだし茶漬け」(プライドフィッシュ部門)(右)

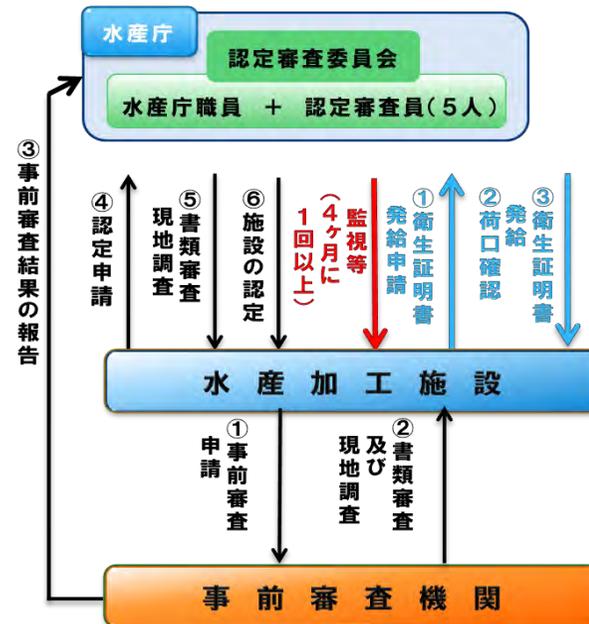
○ 2020年に水産物輸出目標3,500億円の達成を目指し、昨年10月より水産庁が水産加工場のEU向けHACCP認定業務を開始し、HACCP認定を加速化。また、高度衛生管理型漁港等の整備を推進。



2014年水産物の品目別・国別輸出実績

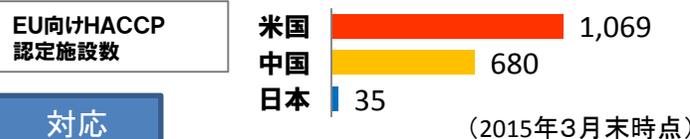


### 水産庁による対EU・HACCP認定



→ 施設の認定に関する手続の流れ  
 → 施設の認定後の手続  
 → 衛生証明書発給に関する手続の流れ

○ 日本は、EU向けHACCP認定施設数が諸外国と比べて少ない状況



水産加工施設のEU向けHACCP認定施設数を増加  
 (厚生労働省と合わせて2014-2019年度で100件程度の認定を目指す)

### 拠点漁港の衛生管理対策

#### 漁港における陸揚げ状況

鳥獣被害の懸念

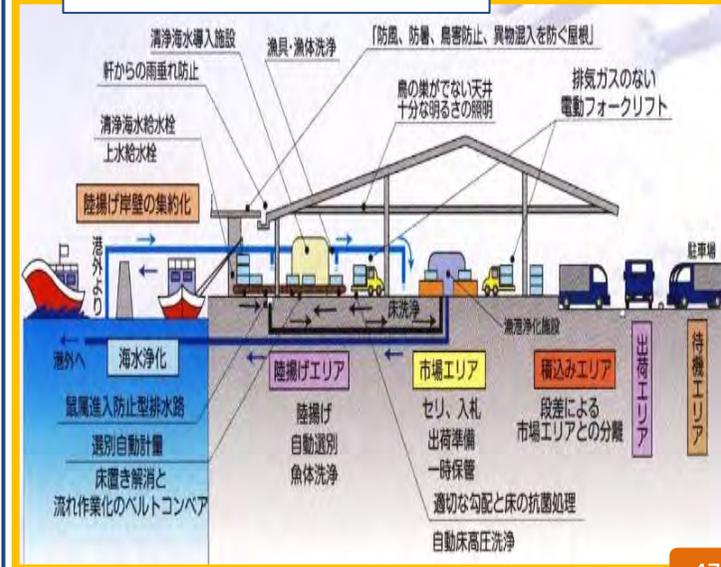


混雑による作業動線の錯綜



対策

#### 衛生管理型漁港の整備



## オリパラ東京2020を契機とした国産花きの魅力発信, 「和の空間」によるPR

- 世界最高水準の日本の花や緑で大会会場や街を彩り、国内外へ国産花きの魅力を発信
- 選手村では、「和の空間」を設置し、日本の伝統文化をPR

## 「和の空間」で日本文化を体感



選手村等で和装体験や呈茶等を実施



マラソンの沿道、表彰台、選手村の食堂のみならず、空港・駅なども花や緑で装飾

## おもてなしの花



花育活動と連携した聖火のリレールートや、公共施設、学校での花壇づくり

## セレモニーは「和のアイテム」で演出



日本の伝統的な柄を用いた純国産絹のメダルリボン



表彰式メダル授与では、純国産着物を着用



国産花きの素晴らしさを全世界にアピールする勝利の花束(ビクトリーブーケ)を使用

真夏でも安定した花きの供給を行う体制の構築

## オリパラ東京2020における木材利用を契機とした「都市の木質化」推進

- 木材は、断熱性が高く調湿作用があるなど、人にやさしい素材であるとともに、関連施設に木材を活用することは、地球温暖化防止や循環型社会の形成など、環境に配慮した大会運営の象徴となる**オリンピック・レガシー**。
- これを契機として、従来、木材利用が低位な都市部での木材利用を強力に推進。（「**都市の木質化**」）
- また、国産材利用は、林業の成長産業化を通じて、東日本大震災被災地を含む**地方創生**にも貢献。
- 木材を利用した大会施設での「おもてなし」で、**東北の復興**や**日本の木の伝統・文化**を世界に発信。

## 木材をふんだんに利用した大会関連施設の整備の推進

選手や観客等に木・竹を活かした快適な空間を提供

- ・ 恒久競技施設：屋根架構等の構造や内・外装への木材利用
- ・ 仮設建築物：移設可能な木造仮設建築物を整備（大会終了後の施設の再利用を希望する者等と連携）

## 木材を利用した大会関連物品の企画・開発の推進

- ・ 木製の表彰台、競技施設の木製の椅子等の整備（整備に当たっては、国民の寄附等を活用するなど、幅広い国民参画も視野に入れる）

## 先端的な木材製品技術の活用の推進

- ・ C L T等先端的な木材製品技術の施設整備への活用

オリンピック・レガシー



構造材や内・外装等あらゆるところに木材を活用した街づくり  
人と環境にやさしい「**都市の木質化**」を実現し、  
林業の成長産業化を通じた**地方創生**

環境と人にやさしい木材を競技施設や選手村施設に利用



事例：エム・ウェーブ  
（長野五輪スケート競技施設）



事例：九州・沖縄サミット国際メディアセンター  
（木造の仮設施設：サミット後に解体・再利用）

木の良さ、我が国の木の伝統・文化を発信



事例：木製表彰台  
（バンクーバー・オリンピック）



事例：木製の椅子（秋田県立体育館）



事例：ミラノ万博日本館



木や竹を活かした心地よい空間づくり

- 訪日外国人旅行者の増加により、我が国農林水産物・食品のお土産販売のチャンスが拡大。
- 免税制度が改正され、昨年10月より農林水産物・食品等も免税対象となったことに加えて、本年4月より、免税手続一括カウンター（手続委託型消費税免税手続）が開始。
- 訪日外国人旅行者に対して、農林水産物・食品を免税制度を活用して販売しやすい環境が整いつつあり、より一層の制度活用を呼びかけるとともに、円滑な購入を通じて販売促進を図っていくことが必要。

## 改正された免税制度の概要

### 免税対象の拡充

- ・ **消耗品**（食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）が平成26年10月より免税対象化。
- ・ 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の**消耗品**の販売合計額が、**5千円を超え、50万円までの範囲内**のもの



食品類

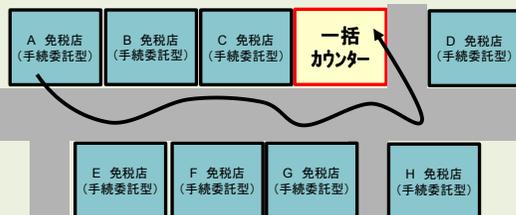


飲料類

### 免税手続一括カウンター導入

- ・ 平成27年4月より、**手続委託型消費税免税手続**が開始。
- ・ 商店街・ショッピングセンター及びテナントビルなどの**特定商業施設内**において免税手続を免税手続カウンターを設置する**事業者**に代理させることが出来るようになった。

#### 一括カウンターでの買い物のイメージ



A店で和菓子2,000円を購入  
B店で日本酒1,000円を購入  
C店で日本酒1,000円を購入  
D店で日本酒1,000円を購入  
E店で日本酒1,000円を購入  
F店で日本酒1,000円を購入  
G店で日本酒1,000円を購入  
H店で日本酒1,000円を購入

商店街やショッピングセンターの中で、店舗を越えて合算で免税手続が可能に！  
一括カウンターで合算で免税手続が可能に！

## 本年度 検討すべきこと

(周知・体制整備)

### 免税制度・輸出可能品の周知と活用促進

- ・ 食品小売店等へ免税制度の説明や免税制度の利用の働きかけを積極的に行うとともに、事業者及び訪日外国人旅行者へ輸出可能品に関する情報提供を強化（より分かりやすく、よりアクセスしやすく）

### 動植物検疫の受検円滑化

- ・ 主要空港に輸出検疫カウンターを設置し、植物検疫証明書を発行（平成27年4月29日～）【成田空港、羽田空港、関西空港、福岡空港】
- ・ 輸出可能品等をわかりやすく掲載したパンフレットを作成し、訪日外国人旅行者に配布
- ・ 民間の知恵を活用し、訪日旅行者へ農産物を販売する事業者が取り組みやすい植物検疫の受検方法・体制を構築

（おみやげ農産物植物検疫受検円滑化支援事業）

この他、手荷物による米国向け牛肉の輸出トライアルを実施予定

（制度活用による販売促進）

### 農林水産物・食品を購入できる環境整備の推進

- ・ 農林水産物・食品や日本食・食文化の魅力が広く海外に発信され、これを通じた輸出の促進
- ・ 道の駅等での農林水産物等の販売が促進され、地域が活性化（地方創生）
- ・ 小売・物流等が一体となることで、訪日外国人旅行者が免税制度を利用して、更なる購入環境整備と販売促進につながる事業モデルを官民連携により検討

# 訪日外国人旅行者2,000万人に向けたC I Q体制の強化

- 近隣諸国において、口蹄疫やミカンコミバエ等の我が国農林水産業に深刻な影響を及ぼす動植物の病気・害虫が発生。モノ・ヒト（訪日外国人旅行者）の交流が増える中、①水際での侵入防止、②早期発見、③早期封じ込めを徹底する必要。
- 動植物検疫は旅行者の申告に基づく検査のため、動植物防疫官による入国者への質問や検疫探知犬による摘発が有効。訪日外国人旅行者の2,000万人への増加に向けて、人員の再配置、地方空海港への出張検査対応など、効率的・効果的な業務の執行と、防疫官の定員増員及び検疫探知犬の増頭により、体制を強化。

## 高い侵入リスク(口蹄疫の発生状況:2014年以降)

### 【ロシア】11件

A型 直近の発生: ザバイカリエ地方 2014年9月11日  
(2013年3月以降、極東ロシア及びザバイカリエ地方で断続的に発生)

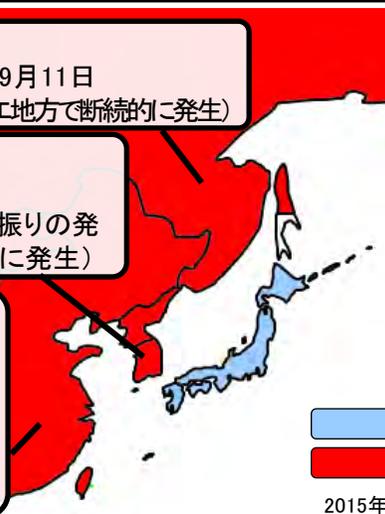
### 【韓国】186件

O型 直近の発生: 京畿道 2015年4月21日  
(2014年7月に2011年4月以降3年3か月振りの発生を確認し、2014年12月以降、断続的に発生)

### 【中国】9件

O型 直近の発生: 江蘇省 2014年11月18日  
(中国各地で断続的に発生)

A型 直近の発生: 湖北省 2015年1月8日  
(2013年2月以降中国各地で発生)



## 参考

○ 訪日外国人旅行者の増加に伴い、検査で発見された輸入禁止品の件数が急増中  
(平成21年49,442件→平成26年110,580件)

○ 平成26年の主要空港(成田、羽田、関西、中部、福岡)における中国便での、肉製品等の禁止品の自主申告件数は14,527件、探知犬による摘発件数は10,946件

注: 値は速報値

## 家畜伝染病・植物の病害虫が侵入した例

### 口蹄疫



伝播力が極めて強く、広域で牛、豚等に大流行を引き起こす。  
(平成22年に宮崎県で発生し、牛・豚合わせて約30万頭を殺処分。)

### ミカンコミバエ



東南アジアなどに発生。かんきつ類等の生果実に大きな被害。(日本では、奄美群島、沖縄、小笠原諸島に発生し、18年の歳月と50億円の費用をかけ昭和61年に根絶。)

## 体制強化(定員及び探知犬)

○ **家畜防疫官**(平成27年度:399人)・**植物防疫官**(平成27年度:890人)の**増員**等による携行品検査及び貨物の輸出入検査等多岐に渡る検疫業務の体制強化

○ **検疫探知犬**(平成27年度:22頭)の**増頭**による水際での携行品等検査の強化



入国者への質問



検疫探知犬



輸出検査

## オリパラ東京2020に向けた日本の高品質な農林水産物・食品の供給体制強化

- 海外から多くのトップアスリート、マスメディア、観光客が来日する機会を捉え、日本の高品質な農林水産物・食品への信頼を更に高め、多様なニーズに合わせて提供・PR。そのための生産供給体制を整備。
- 「レガシー」として、日本の農林水産物・食品に対する評価の向上、輸出促進、レストランでの国産食材利用等によるインバウンド効果の増加を実現し、農林水産業・食品産業の成長を後押し。

### 2020年 東京オリンピック・ パラリンピック

- 海外から多くのトップアスリート、マスメディア、観光客が来日

- オーガニック・エコ（環境配慮）、ハラールなど、多様なニーズへの対応



- 世界最高水準の花や緑、地理的表示産品、伝統のお茶や着物で、おもてなし



- 安全で高品質な農林水産物・食品をアピール

### ○ 多様なニーズに対応した生産供給体制の整備

- ・ 農畜産物・食品：GAPの普及、HACCPの導入、ハラールの認証取得
- ・ オーガニック・エコ農産物：実需者との連携や地域供給拠点の創生等による、段階的な生産・需要の拡大
- ・ 水産物：HACCP認定取得の促進や、MSCやMEL等の水産コラールの取得
- ・ 花き：夏季の安定的な生産供給体制を構築
- ・ 茶、畳、絹製品等：産地と連携し、生産供給体制を強化
- ・ 木材：製材品(集成材、CLT等)の安定供給体制の整備

### ○ 「和の空間」で日本の魅力を海外発信

- ・ 花き：国産花きで、空港、駅等の公共施設、会場内外を装飾
- ・ 茶、畳、絹製品等：選手村に「和の空間」を設置
- ・ 木材：大会関連施設等における木材利用の促進
- ・ 水産物：豊洲新市場を拠点とした魚食文化の発信、輸出促進

日本の農林水産物・食品の品質・信頼性を更に高め、輸出やレストランでの国産食材利用等によるインバウンド効果の増加につなげ、農林水産業・食品産業の成長を後押し

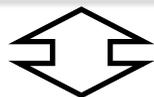
- オリ・パラ東京大会では、「持続可能で環境に優しい食料を使用する取組みを実行する」（開催基本計画）ことが主要目標の一つ。また、オーガニック・エコ(環境配慮)農産物に関心の高い外国人旅行客が多数訪日。これを契機として需要が大きく高まる可能性が考えられ、これに向けた国内の生産供給体制の構築が必要。
- オーガニック・エコ農産物の生産量や市場規模を段階的に拡大していくことにより、オリ・パラ開催時に向けて供給力を向上させていくことが急務。

## 【現状】

### ◆諸外国の市場規模

#### 諸外国:有機食品の市場規模は年々増大

- 欧州:総売上額3.1兆円、  
(独:約1兆円、仏:約5,700億円、英:約2,700億円)  
2012-13市場成長率6%
- 米国:総売上額3.2兆円、  
2012-13市場成長率8%
- 中国:市場規模は2009-13で約3倍
- 韓国:有機農産物の出荷量は年36%増加



### ◆日本の市場規模

#### 日本:有機食品の市場は欧米より1桁小さい

【有機農産物の市場規模:約1,300億円】

## 2020年オリ・パラ東京大会開催

オーガニック・エコ志向の外国人旅行客が多数訪日  
 【訪日外国人:1,341万人(2014)  
 ⇒2,000万人(2020)】



## 大きな需要



2012年ロンドン大会では、「環境」を一つのキーワードとした食料調達基準(フードビジョン)を策定し、オーガニックを「意欲的基準」として設定

⇒2020年東京大会でも、同様に「環境」の視点が必要



## 【対応方向】

### オリ・パラに向けて技術と時間を要するオーガニック・エコ農産物の国内生産量を段階的に拡大

- 環境保全の取組と、これと結びついた風景を、一体のストーリーとして情報発信(消費者にわかりやすく「見える化」)
- 実需者(スーパーマーケット等)を核として、生産から消費を結び付けたネットワークを構築し、供給体制を確立
- オーガニック・エコ農業への就業や転換の促進により、地域供給拠点を創生(「エコ」をキーワードにキャンプ地に立候補)



### 国産オーガニック・エコ農産物の国際的評価を高め、高付加価値化を図る

⇒オリ・パラを契機として市場拡大を進め、地域活性化にもつながるオリンピックムーブメントへ

- 訪日外国人旅行者数は2014年に1,300万人を超え、その旅行消費額のうち食関連消費は約6,000億円となっており、目標の2,000万人受入が達成されれば、食関連消費も約1兆円となることが期待。
- 今後、インバウンド需要を地域に取り込むための「地域の食」を磨き上げる地域「食と農の景勝地」の認定制度の創設と発信体制の構築や、訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境整備、インバウンド対応と輸出促進の一体的推進に取り組む。

## これまでの状況と取組

### 関係省庁・事業者と連携した魅力発信

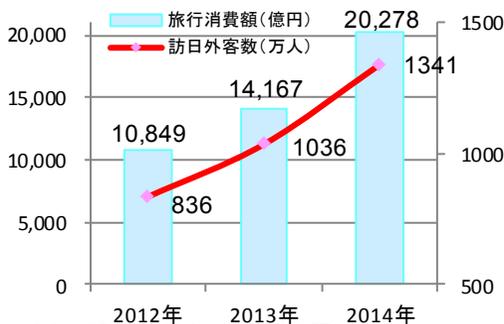
- ・ 日本食・食文化普及イベントやメディア活用において、観光庁等の関係省庁と連携し、食文化の発信を実施。
- ・ 全国の郷土料理を紹介するポータルサイトにより、地域の日本食・食文化の普及を推進。今後は当該サイトの多言語化を検討。
- ・ 地域食材や国産食材を活用した食品を積極的に提供する観光関連事業者「日本の食でおもてなしパートナー」の取組をPR。



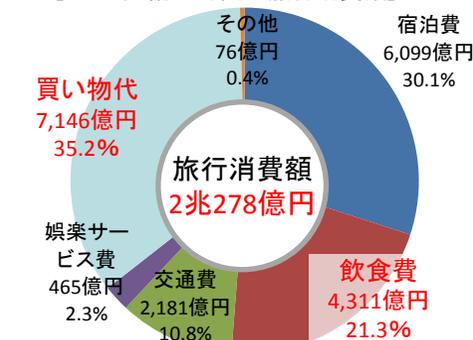
日本の食でおもてなしパートナーの取組

### 訪日外国人旅行者・消費の増加

【訪日外国人旅行者数と消費額の推移】



【2014年 訪日外国人旅行消費額】



## 今後の取り組むべき4つの指針

(地方への導線)

### 戦略的な「食と農の景勝地」づくり

- ・ 農山漁村地域主体の取組を通じて磨かれる「地域の食」コンテンツを日本食・食文化の発信の場において効果的に活用・発信することで、「地域の食」の本場への観光意欲を刺激

### 地理的表示産品を活用した魅力発信

- ・ 地域の生産者や観光協会等との連携を強化しつつ、日本各地の地理的表示産品等の魅力ある食を活用し、面的な取組を国内外に発信

(需要の刈り取り)

### 訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境整備

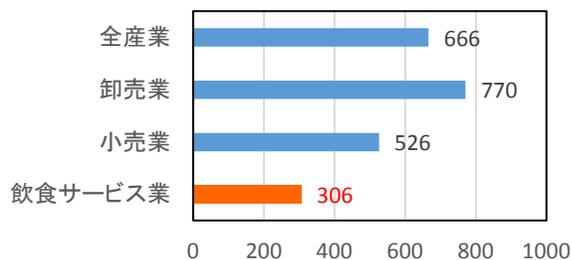
- ・ 地場食材・郷土料理等の情報提供により、訪日外国人が「地域の食」を楽しめる場を案内する体制・環境を整備
- ・ 「おもてなし」を強みとした飲食店における多言語対応やムスリム対応の促進等による訪日外国人受入環境の整備

### インバウンド対応と輸出促進の一体的推進

- ・ 道の駅・大型直売所等の免税対応や観光事業との連携を推進すること等により郷土料理や地場の農林水産物・6次産業化商品等の訪日外国人旅行者向けの販売促進
- ・ ターゲット顧客・品目の設定や物流会社・関係機関等との連携等の戦略的対応の啓発・普及による免税店の拡大及び購入者の利便性向上

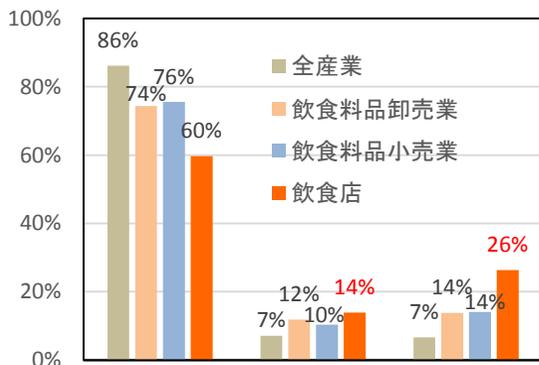
- 外食・中食産業は国内農林水産業にとって大きな需要先であり、その動向は国内農林水産業に大きな影響を与えるが、その実態をみると、他産業に比較して労働生産性(従業員当たり付加価値)が低い。
- 今後、サービス科学、ロボット工学、データ・サイエンス等の知見を活用し、受発注等のサービス提供に間接的に関わる部門等の効率化や「おもてなし」など顧客満足度の向上に繋がるサービス水準の高度化を推進する官民連携体制を構築する。

## 産業別労働生産性の比較



注：従業員1人当たりの付加価値額 (万円/年)  
資料：法人企業統計調査 (平成24年度)

## 週間就業時間の比較



資料：就業構造基本調査 (平成24年)

## イノベティブな外食・中食産業

- より高い水準のサービス提供を継続するため、サービス提供に間接的に関わる部門（受発注、労務、経理等）でのICTの導入、共同化・アウトソーシングを実践している優良事例の共有化を促進し、生産性向上を推進
- 市場変化に伴う新規需要（郷土料理も取り込んだ新しい介護食品（スマイルケア食）、地域の農産物や機能性農産物等を活用する健康に配慮した食事、食事を通じて健康管理を支援するサービス等）の開拓を促進

## リスペクトされる外食・中食産業

- 顧客満足度の向上（原料原産地表示、食材アレルギー関連情報、ムスリムフレンドリー、多言語対応等）に積極的に取り組んでいる企業を顕彰、マップ化し、消費者が選択しやすい環境を整備

## グローバルな外食・中食産業

- 「日本食文化普及・継承のための官民合同協議会」を起点とした海外展開支援（日本食のブランド化に向けた海外プロモーション、海外出店支援等）の推進

「外食・中食産業生産性向上協議会」の創設

## 現状

- オリパラ東京2020では、観光客など大勢の来訪者が見込まれる。
- 日本の事業者の食品テロ対策の取組は遅れている。
- 政府主導で食品テロ対策に取り組むことが必要。



食品テロ対策について政府レベルで現場を指導して欲しい。

(食品関係事業者)

- 【食品による意図的な健康危害事例】
- ・カルト集団によるサラダバーへのサルモネラ菌混入で751名が食中毒(1984年、米国)
  - ・百貨店等へ脅迫状が送付されるとともに、青酸ソーダの混入した菓子が全国4府県で発見された(1984年、日本)
  - ・冷凍食品への農薬(マラチオン)の意図的な混入により、同じ工場生産された商品全てを自主回収(2013年、日本)
  - ・米国食品安全強化法は、事業者に対応計画の策定を義務づけ

## 検討方向

- 食品テロを想定し、料理提供等に関わる事業者の行う対策を、関係省庁と連携して進めていく必要。
- 提供される料理は、食品テロ防止の観点から踏まえ製造・調理される必要。

○製造段階、輸送段階、料理提供段階別の食品テロ防止対策を検討。

- 《 検討事項の例 》 ※関係機関と今後調整
- ・製造段階: 納入資材の調達管理方法  
製造工程の監視方法  
従業員立入制限区域の設定 等
  - ・輸送段階: 運送業者の管理方法  
輸送食材の監視方法 等
  - ・提供段階: 臨時雇用者の採用・教育方法  
外部不審者対策 等
  - ・テロ発生後: 被害の拡大防止策 等

## 効果

- 東京五輪の成功
- ↓
- 我が国食品産業の評価が大幅に向上

東京五輪に安心して参加できた！  
日本食も美味しかったし、自国でもまた食べてみたい。



(五輪参加選手)

### 「食と農」を生かした観光戦略の策定

- ・「食と農」の結びつけ等による魅力あるコンテンツの掘り起こし・磨き上げ 等
- (例)・ 地理的表示産品と結び付いた生産地の景観・文化をストーリーとして情報発信
- ・ 市町村の6次産業化戦略・構想に基づく地域の農林水産物等を活用した新商品開発、販路開拓など地域ぐるみの6次産業化の取組と連携 等

### これらの取組を総合的に担う農山漁村における地域単位の体制(DMO)を構築

#### 横断的な機能

- ・合意形成
- ・人材の確保・育成
- ・資金調達

自律性・持続性確保

### 受入地域のマネジメント

(観光資源・サービスの品質管理)

- ・ 農家民宿、体験農園、農家レストラン等の環境整備
- ・ 受入れプログラム等に応じた人材育成 等

(例) 福島県喜多方市で、ミャンマーの大学生が農家民宿への宿泊や農業体験



### マーケティング

(「食と農」による地域のブランド化と市場創造)

- ・ 魅力と特色ある受入れプログラムの策定
- ・ 日本食・食文化の発信の場における「農村の魅力」や「地域の食」の一体的発信
- ・ 道の駅やフィルムコミッションなど、多様な取組と連携した戦略的なプロモーション 等

### 観光庁との連携

- 多様なDMO間の連携や、広域観光周遊ルートへの農山漁村の取り込みにより、誘客や情報発信力を強化
- ビジット・ジャパン等と連携したAll Japanでの情報発信

### 「本場」を生かした地域振興の事例(フランス・ニヨン)

- ・ フランス南東部の町、ニヨンでは、消費者の「本場」を求める志向とマッチした地域振興を実施。



ニヨン

- ・ 具体的には、地域の特徴的な産品であるオリーブオイルと、これと関連した景観であるオリーブ畑を結合させることで相乗効果を生み出し、ツーリズムを振興。

- ・ こうした取組により、「味の景勝地」に認定。「味の景勝地メニュー」や「味の景勝地が推薦する店」といった地域ぐるみでの活動が行われている。このような取組の結果、ニヨンの農家民宿は他の地域よりも平均宿泊料金が上昇する等の効果も出ている。



オリーブ畑の景観



名産のオリーブオイル

# 農山漁村地域ならではの食や自然景観等の地域資源を生かした取組例

- 農山漁村ならではの食や自然景観・文化を活かしたグリーン・ツーリズムが各地で展開。先進地域においては、インバウンドに取り組む地域も増加しており、グリーン・ツーリズムを中心とした地域主体の観光経営を行う組織が存在。
- 国連食糧農業機関（FAO）が認定する「世界農業遺産（GIAHS）」に国内では5地域が認定。さらに3地域が新たに申請中。これを契機として「食」の魅力と「農」の魅力を結び付けたツーリズム振興に取り組む地域も出現してきているところ。

世界農業遺産認定地域及び候補地域

	取組地域	取組名
認定地域	新潟県佐渡地域	トキと暮らす郷づくり
	石川県能登地域	能登の里山・里海
	静岡県掛川周辺地域	静岡の茶草場農法
	大分県国東半島宇佐地域	クヌギ林とため池がつなぐ資源の循環
	熊本県阿蘇地域	阿蘇の草原の維持と持続的農業
候補地域	岐阜県長良川上中流域	里川における人と鮎のつながり
	和歌山県みなべ・田辺地域	みなべ・田辺の梅システム
	宮崎県高千穂郷・椎葉山地域	高千穂郷・椎葉山の森林保全管理が生み出す持続的な農林業と伝統文化

注：世界農業遺産：次世代に継承すべき農法やそれに関わって育まれた文化、景観等が一体となった農業システム。



能登の里山・里海 (石川県能登地域)

- ・伝統的な農林水産業の継続により、農村文化、景観、地域在来種等を用いた農業が持続。
- ・地域内には集落を挙げて農家民宿に取り組む「春蘭の里」が存在。
- ・外国人旅行者も多数宿泊。地域は東アジア、中東、欧州等幅広い。金沢や高山等を巡る観光コースに組み込まれている。



阿蘇の草原の維持と持続的農業 (熊本県阿蘇地域)

- ・草原の持続的な農業利用を通じ、草原が維持され、伝統的な農法や文化が継承されるとともに、豊かな生態系や美しい景観が保全。
- ・和食の魅力と農村地域の景観や文化の魅力を活かして、地域ブランド化を図る取組を推進。



NPO法人遠野山・里・暮らしネットワーク

- ・H15にグリーン・ツーリズム等の活動推進のためNPO法人を設立。
- ・教育旅行、企業研修、農繁期の手伝いを行うワーキングホリデー等を実施。
- ・東日本大震災の復興支援事業も実施。
- ・JOCA(青年海外協力協会)、JICA(国際協力機構)と連携し、アジアからの研修生を積極的に受け入れ。



(一社) 信州いいやま観光局

- ・H27.3北陸新幹線飯山駅開業を控え、観光協会と振興公社を統合しH22.4設立。
- ・農業体験、森林セラピーなど、地域資源を活用した旅行商品を企画販売。旅行業登録済。
- ・海外からの旅行者誘致も積極的に展開。中国、韓国、米国、ASEAN諸国などから来訪実績多数。
- ・TMでオーストラリア等との旅行社と商談が成立、商品の販売開始。



NPO法人安心院町 グリーンツーリズム研究会

- ・H8より旧安心院町で農家民宿による受入を開始。H16にNPO法人を設立。
- ・教育旅行を中心に、農家民宿での生活体験や農林業体験プログラムを提供。
- ・昨年、TMの一環で行われた海外の旅行会社等を対象とした視察旅行に農家民宿での体験プログラムが組み込まれ、好評を博す。
- ・韓国からの視察旅行等を多数受け入れ。

(注) TM：VISIT JAPANトラベルマート (主催：観光庁等)